

令和3年

# 第2回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和3年6月18日

閉会 令和3年6月21日

忠岡町議会

令和3年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和3年6月18日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
健康福祉部長	泉元 喜則	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長	柏木 忠司		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席であります。会議は、成立しております。

ただいまから、令和3年第2回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和3年第2回忠岡町議会定例会議事日程 (第1日目) について、ご報告申し上げます。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	一般質問

以上でございます。

議長 (和田 善臣議員)

第2回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和3年第2回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、

議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、先月から全国各地におきまして新型コロナウイルスワクチンの接種が始まっておりますが、通常診療と同時にワクチン接種にと日々奮闘いただいております医療従事者の皆様には、心より感謝と敬意を申し上げる次第でございます。

本町におきましても、先月の16日から毎週日曜日に、65歳以上の高齢者の方々を対象にワクチンの集団接種を始めております。ミスがないよう、慎重に医療従事者の方々と共に職員一丸となり対応してまいっているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、大阪府を含む10都道府県に発令されておりました緊急事態宣言も20日で解禁と昨日発表されましたが、大阪府はまん延防止等重点措置に移行されてますので、本町といたしましても、感染が再び拡大しないように、気を緩めることなく感染予防の啓発に取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様方にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

本定例会には、忠岡町公平委員会の選任や一般会計補正予算及び特別会計補正予算の議案などを上程させていただいております。どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私のご挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、2番・河瀬 成利議員、3番・北村 孝議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より7月1日までの14日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、7月1日までの14日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、北村 孝議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。北村議員。

監査委員（北村 孝議員）

例月出納検査についてご報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和3年5月28日に行いました内容で、帳簿等は、同年4月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告をいたします。

監査委員 北村 孝

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、河瀬成利議員の発言を許します。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

皆さん、おはようございます。呈祥会の河瀬です。議長のお許しを頂き、質問させていただきます。1番バッターということで張り切ってまいりますので、どうかよろしく願いします。

まず、質問に際しまして、就学前の教育・保育の取組について質問いたしたいと思っております。

近年、子育てに対する価値観の多様化や、地域住民のつながりの希薄化もあり、子育てに不安を抱える保護者も増加していると思っております。また、少子化の影響により幼稚園の園児が減少する一方、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労形態の多様化により保

育所ニーズが増加するなど子どもを取り巻く環境が大きく変化し、保護者の就労形態にかかわらず、学習前教育・保育の機会を得られる幼保一体化した認定こども園の普及、推進が行われてきているところであります。

本町においても、幼稚園児の減少、保育所入所希望者の増加などの多様化する教育・保育ニーズへの対応や、施設の老朽化などの対応から、子どもたちの利益を最大限に図り、引き続き質の高い教育・保育を提供することにより、安心して子育てができるまちづくりを図るため、幼保一体化に向け平成28年8月、忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針を策定したと思われませんが、平成31年4月に民間活力の導入により忠岡幼稚園と忠岡保育所を一体化し、公私連携型認定こども園が開園されたと思われまます。

現在、東忠岡小学校区において、（仮称）東忠岡地区認定こども園の整備に向けた工事がいよいよスタートするところでありますが、東忠岡地区の認定こども園が整備されますと、町内全ての就学前施設がこども園化されまます。民間園もあり、それぞれの施設で特徴のある取組も行われることと思われまます。東忠岡地区の認定こども園は、町として就学前教育・保育の取組を進めるに当たって非常に重要な役割を担うことになると思われまます。

町として持続可能なまちづくりを行っていくためにも、子育て支援の充実と子どもたちに質の高い教育・保育を提供し、就学前に培った力を小学校入学後も生かしていけるような取組をきっちりと行っていくことで、就学前から義務教育期間9年間を通じた育成、人づくりは、人口減少社会の自治体競争の中でもインセンティブとなり、魅力あるまちづくりの1つになるのではないでしようか。

ここで質問であります、新しいこども園の整備、開園スケジュールと、開園後、新たに提供されるサービス、事業の計画があれば、どのようなものがあるか、お示しください。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

新たなこども園の整備、開園スケジュールと、新たな提供される事業ということでございますが、まず開園スケジュールにつきまして答弁させていただきたいと思ひまます。

現在、8月末までの予定で幼稚園の仮設園舎を建設するための基礎的な準備を行っております。その後、既存の幼稚園園舎の解体工事が始まりまして、本年11月を目途に解体が行われる予定でございます。解体が終わりました12月から新園舎の建設工事が始まり、約10か月後の令和4年9月に新園舎の完成予定となっております。子どもたちは、その時点で新しい園舎での生活となりますが、まだ制度的に幼稚園と保育所が存在しているために、生活につきましては別々の教室での生活というふうになります。

最後に、令和4年10月から既存の保育所の解体工事が始まりまして、令和4年中に解体が終わる予定となっております。令和5年1月からは、子育て支援センターの新築と併せまして、外構整備などの仕上げに取りかかってまいります。整備の途中とはなりますが、令和5年4月からは、新しいこども園としまして開園を予定しております。令和5年4月からは認定こども園というふうになりますので、幼稚園、保育所の子どもたちの区分はなく、みんなが同じ教室で一緒に生活することとなります。最終的に令和5年7月に全ての整備が完了する予定となっております。

以上が整備、開園に向けたスケジュールとなります。

次に、新たに提供されるサービス、事業についてでございますが、子育て支援センターを併設いたしますので、そこでの事業が全て新たに提供されるものというふうになるかと考えております。

具体的には、先ほど議員のほうからもございましたが、核家族化の増加や地域社会とのつながりの希薄さなどによりまして、子育てに不安を感じておられる保護者が気軽に集えるような講座や行事を実施し、また、実際にセンターに来られた際には、保護者からの相談などにも広く対応できるように職員を配置いたします。行く行くは、他のこども園、チューリップ保育園やピープル忠岡チャイルドスクール内にあります子育て支援センターとのコラボレーション事業などについても実施できればいいかなというふうには考えてございます。

また、こども園の敷地内には、外部から自由に出入りができるような広場につきましても併設、併せて整備する予定でございます。となりますと、こども園に通っていない子どもたちも、親子でお日様の下、伸び伸びと遊べるような場所を新たに提供できるようになるというふうに考えてございます。

ちょっと簡単ではございますが、以上が新たな提供されるサービス、事業というふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

今お答えいただきまして、まずちょっと感じたんですけども、まず子育て支援センターについては、町立としては初めて設置されることとなると思いますが、答弁にあったように、核家族化の増加、地域社会とのつながりの希薄になる中で、子育てに不安を感じられる方が本町に引っ越してこられて、慣れない土地で子育てに悩んでいる方などが安心して子育てできる環境が整備されるということで、その取組については期待されるところでありますが、就学前の子育てで親子が気軽に集い、交流し、情報交換、そして相談できるよ

うに、他市町村の取組の例等を参考にさせていただきながら運営を行っていただきたいと思っています。また、町内の他の子育て支援センターや地域とも交流していただけるような取組もぜひ行っていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

今、開園に向けたスケジュールや新たに提供されるサービスについて答弁いただきましたが、忠岡では以前から英語教育についていろいろと取り組まれており、保育所、幼稚園で外国人講師の方と直接触れ合うというような取組もされていたと思いますが、私は思うんですけど、例えばこのような取組をこども園で行っていくということで、本町には本町出身で、現在、本町の親善大使である赤井さんとか、そして篠笛演奏者ですかね、森田さんなんか協力いただいて、これからいろいろなことに触れ合い、様々な体験ができる授業、そしてまた町内には正木美術館やスポーツセンターなどもありますので、ぜひこのような施設も協力いただくことで新しい取組もできるのではないかと思います、その辺のところのお考えがあればお答えいただきたいと思うんですが。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

ありがとうございます。今、議員ご指摘の部分ですね。当然本町初のこども園ということで、我々としましても子どもたちには様々な経験をしていただきたいというふうに考えております。今申し上げられたとおり、町内に正木美術館であるとか、コパンスポーツセンター等もございますので、そういった文化・芸能も含めて、できる限りいろんな経験を子どもたちにさせてあげられるような体制づくりのほうをしっかりと整備してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。いろいろな取組ができるように努力していただきたいと思いません。

続きまして、現在、認定こども園のハード面の整備が進められてると思いますが、どのようなこども園としていくのか、基本的な考え方と具体的なカリキュラムなどの検討状況についてどうなっているのか、お示しいただけますか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

新しいこども園におきます教育・保育方針としましては、当然これまでの公立幼稚園、

保育所で培ってきたことを土台としながら、今現在のウィズコロナとしまして、新しい生活様式にもなじむような教育・保育方針を策定する必要があると考えてございます。

また、町内の就学前施設の先導役としまして、他の民間園でも活用できるような方針を策定することにより、全ての子どもたちが次の義務教育段階であります小学校に入学する際に、一定同じラインに立てるようにすることで、小学校とのスムーズな接続が図られることになるというふうに期待しております。

具体的には、平成26年4月に内閣府、文部科学省、厚生労働省の共同告示によりまして公示されました幼保連携型認定こども園教育・保育要領というものがございます。こういったものを参考にしまして、先ほど議員もありましたけども、平成28年8月に本町が独自で策定しました忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針というものがございますので、そちらに基づいて作成してまいりたいというふうに考えております。

幼稚園、保育所を一体化した認定こども園を整備することで、保護者の就労状況等に関係なく入園でき、遊びを通じて育ち合い、学び合い、仲間づくりの面などそれぞれの年齢に応じた適切な規模での教育・保育ができる環境を整備してまいります。カリキュラムについても、現在の幼稚園、保育所の各カリキュラムについて、乳幼児期の発達段階を押さえた保育内容や指導方法、小学校との円滑な接続の観点から、新たな共通カリキュラムを検討、策定するなど内容の一層の充実を図ってまいります。

これらを実現するための具体的な教育・保育方針につきましては、現在策定中でございますので、決まり次第お示しいたしますが、現在の保育所の保育方針でございます子どもたちが集団生活を通して遊びや生活や子ども同士の関わりの中から共に成長し合う力を養い、一人一人の子どもの持っている個性を引き出して、人間性豊かな子どもに育ててくれること。また、幼稚園の遊びを通して人として生きていくための基礎を身につけながら、望ましい仲間意識を育てるとともに、将来豊かな心で生きる喜びを感じ、いろいろな困難に立ち向かうしなやかな心と体の育成という、それぞれの方針がございます。言い方の差はありますが、内容的には遊びを重視するという点で同じような方針となっておりますので、新しいこども園の方針としましては、それらを合わせたようなものになるというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございます。今、新しいこども園について、教育・保育方針といいますが、本町の就学前教育・保育についての考え方について答弁いただき、その中に遊びを通してというようなお話が今ありましたが、私も自分自身で子育てや孫の守りとか、いろ

いる幼児期において生活や学びといった直接具体的な体験といいますか、友達と仲良く遊んだり、時にはけんかしたり、そういった中において我慢することですね、人を思いやる気持ち、そして楽しいこと、悲しいこと、ルールや決まりなど生きていくための力といいますか、人との関わり合う力を身につけることにつながると感じておりまして、その意味でほんとに就学前期における遊びは、幼児期における学びそのものではないかと思いません。

本町の就学前の教育・保育の在り方や、新しくできるこども園の方針、カリキュラム等を検討するに当たっては、答弁いただいた遊びを通してというようなことについて、ぜひ基本に置いて考えていっていただきたいと思います。実際、現在策定中とのことですが、策定していくに当たって、保育所、幼稚園、現場の先生や、就学前から就学後の連続性ということから、小学校の先生などにも関わっていただくとともに、保護者ニーズなども十分に酌み取っていただきながら策定していただきたいと思いますが、その辺のところどういうふうなお考えをお持ちか、お答え願えますか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

今ご指摘ございました部分ですね。当然ながら現在も現場の先生方の声であったり、先ほど言いましたけども、小学校との接続等もございます。当然保護者の方の要望等もございますので、その辺り丁寧にそれぞれの声を聞きながら、次の新しい方針のほうに生かしていただけるように考えてまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

今の就学前の教育というのは、やはり小学校へ入る前なんで、人をたたいたら痛いんやぞとか、そんなことしたらあかんぞとか、この世の中、ちょっといろんな危険がありますので、その辺のところをいま一度よく考えていただきまして、忠岡町の未来を開く忠岡っ子というんですかね、そういう人材を育てていただいて、忠岡らしさを持った教育・保育方針などを策定していただきたいというふうに思います。

続きまして、2問目のICT教育の現状について質問させていただきたいと思います。

ICT教育の現状について、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常となり、教育現場においても新しい時代に即した能力の育成や、ICT技術を活用した教育施策の取組が必要であります。学校現場においても、不登校やいじめ、子どもの貧困問題など子どもが抱える背景や環境が多様化、複雑化している状況です。

こうした状況から文部科学省では、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化され、資質、能力を一層確実に育成できるICT環境を実現するGIGAスクール構想を推進しているところでありますが、また、コロナウイルスの感染拡大などから1人1台端末の早期実現や、家庭でもつながる通信環境の整備など、ハード、ソフト、人材を一体化した整備を加速することで、災害や感染症発生時などの緊急時においても、ICTの活用により全て子どもの学びを保障する環境の早急な実現に向け、整備計画を前倒しし、令和2年度中の整備を目指してきたところであります。

文部科学省の調査によりますと、本年4月から始まる新学期において、全国98%の自治体で1人1台タブレットなどの端末が整備されたと思われまます。本町においても、昨年11月、小・中学校において1人1台のタブレット端末の整備が完了し、今年2月頃には貸出し用Wi-Fiルーターも整備されたと聞いております。各国に比べて遅れていた学校教育のデジタル化の基礎、ハード面の整備が整う一方で、授業などでどのように使いこなせるのか、学校現場では不安の声もあるのではないのでしょうか。

3年ほど前に端末の配備を完了した小学校、新聞報道によりますと、福島県新地町新地小学校では、児童が端末を持ち帰って事前に予習したり、オンラインを活用した海外交流なども活用しているとともに、昨年春の休校時には、双方向授業を実現するなど授業の遅れを最小限にとどめることができた聞いております。

これまで忠岡町としては、対面式授業を重視し、先生と生徒、生徒同士のコミュニケーションの中や、表情、態度、しぐさなど細かな動作から、理解度、習得度などが確認されてきたと思います。1人1台のタブレット端末が導入されることで教育はどのように変わるのか。導入されても、これまでの教育、取組が180度変わることはないと思われまます。これまでに蓄積した教育の実践と、ICTを1つのツールとして効果的に取り組み、合わせていくことが大切ではないのでしょうか。ICT教育が全てを解決してくれるものではないと思います。何が何でもICTが一番であるということはないと思いますが、やはりタブレットを鉛筆や消しゴム、鉛筆削りというような文房具として日常的に利用していく令和の時代に、子どもたちが自分自身の可能性を広げ、社会を生き抜く力を身につけることができるよう、しっかりと取組を進めていただきたいと思います。

そこで、質問ですが、本町の現在のICT活用について、整備状況はどうなっているのか、また現時点でどのような活用がされているのか、お示してください。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員ご質問のICT整備状況につきましては、先ほど議員も仰せのとおり、昨年11月末に、各学校に授業改善に資するためのツールとして1人1台のタブレット端末を配備いたしました。

本町におきましては、義務教育段階において対面授業の質的向上が子どもの学力向上につながるものであるという理念の下、平成28年度から小・中学校9年間を見通した授業改善の取組を進めてまいりました。今年度は、これまでの成果をさらに発展させるべく、タブレット端末を活用した授業改善について研究を進めているところでございます。

そのために、まず教員のICT活用指導力の向上を図るため、6月末及び夏季休業期間に、各校において業者による研修会を実施いたします。研究を始めてまだ日が浅いところではございますが、5月末に東忠岡小学校において5・6年生のタブレット端末を活用した授業を本町指導主事が参観いたしました。準備から操作、片付けまで、児童が主体的に行っておりまして。

今後、タブレット端末を活用した各校の授業実践例等を集約し、小・中学校3校でその成果の共有を図っていく予定でございます。今後も授業改善のためのツールとして、タブレット端末をさらに効果的に活用していけるよう、研修の充実や効果的な事例の共有等、計画的に取り組んでまいります。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

今、答弁いただきました。これから研修とかされるということですが、昨年11月に整備されて、この4月スタートしたところで、もちろんすぐにはできないと思いますが、一部先行している団体以外は全国一斉にこの4月からスタートした中で、計画的に進めていかないと、遅れていくことがあってはいけないと思いますので、教育委員会としてきちんと現場の支援を進めていくためにも、しっかりとの方針や計画などを定めていく必要があると思いますが、定めているなら、その中身について教えていただけますか。また、現在特に方針、計画等がないのなら、今後どのような方針で、いつまでにどのようなことを行っていくのか、ロードマップ的な方針、計画が必要と思いますが、その辺のところいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

あくまでもタブレットにつきましては、授業改善のツールとして効果的に活用するものを目標に取り組んでおります。これまでも3校で、3校という本町の特色を生かして取り組んでまいりました。で、今年度につきましては、カリキュラムマネジメントと道徳教育に関して、府内でも数少ない研究指定校として2校が取り組んでおりますので、これまでの本町の3校での取組が大阪府にも届いていることと考えております。それらを土台とし

て、この1年間を通してタブレットの効果的な活用について計画的に取り組んでまいりたいと思っております。また、学校の意見等もしっかり聞きながら、計画のほうを作成していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

ちょっと時間も迫ってまいりましたんで。

文部科学省のホームページを見ておりますと、学校でのICT化推進に当たって、ICT活用教育アドバイザーや、GIGAスクールサポーター、またICT支援員の活用について、ホームページなどが出ておりました。特にGIGAスクールサポーターについては、コロナ感染症対応の地方創生臨時交付金などが充当できるとされていますが、本町ではこの制度を活用していく予定はございますか。

そしてまた、保護者に対しての案内とかですね。ICT活用、タブレット案内、この板橋区の保護者の方へということ、板橋区におけるパソコンの利用ガイドラインとか、こういうのがいろいろ出てくると思うんですけども、本町はその辺のところをどうお考えか、お答え願えますか。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず1つ目の、いわゆるICT技術者であるGIGAスクールサポーターの配置につきましては、今現在のところ活用のほうは予定しておりませんが、本町におきましては、今年度、ICTの活用や運用を中心に、業者による専門的なアドバイザー的な研修を、契約の範囲内で効果的な時期に数回行う予定でございます。

2点目の議員お示しのとおり、本町立小・中学校においてICT活用が推進されていく上で、保護者の皆様に本町のICT活用に関する基本的な考え方をご理解いただくことは大変重要なことであると考えております。

先ほども申し上げましたとおり、本町のICT活用に関する基本的な考え方は、分かりやすい授業づくりの手段としてタブレット端末を活用するということでありまして。タブレット端末の使用に習熟することが最終目標ではありません。言い換えますと、タブレット端末を活用して子どもたちにとって分かりやすい授業づくりを図っていくことが最終の目標であります。今後、一層保護者の皆様に対し積極的な周知に努めてまいります。ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

時間が来てますので、簡潔に質問を結んでください。河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

ICT教育ということで、かなりいろいろ指導方法等、難しいところがあると思いますが、どうかその辺のところ、学校と教育委員会とタッグを組んでいただいて、よろしくお願いしたいと思います。

これで質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

令和3年6月議会の一般質問をさせていただきます。まずは、コロナ関連から質問です。ワクチン接種券の文面記載の内容につきまして質問させていただきます。

コロナワクチン接種券が4月中旬に75歳以上、町内在住の高齢者に向けて配られました。しかし、記載内容につきましては、国が標準的なものを示したものをそのまま転用していることであつたので、高齢者になればなるほど、どうしてもそれを理解するのが難しいということで、ご相談も幾つかありました。このように、毎年出すような例えば介護保険料のお知らせとか、そういうのは除いて、特別に出すようなお便りにつきましては、以前もそうなんですけど、配る前に一般の住民が見ても理解できるかどうかのチェックが必要と違いますかということで、検討されていくという回答でした。それにつきまして、このたびのことを踏まえまして、今後どのようにされていくのか、ご回答ください。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

ワクチン接種券の文面記載内容においては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引で、接種券等の印刷内容及びレイアウトが示されており、それを基に作成しております。印字位置の配置が決められているため、変更ができない部分もございます。特段混乱している状況ではございませんが、さらに分かりやすくするように、今後送付する接種券につきましては、余白の部分を使用し、新型コロナウイルスワクチン接種のご案内であることを分かりやすく表記し、また、接種券、クーポン券である旨の表記などを行い作成したいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、端的に分かりやすくするようにご案内させていただくために、担当部署のみならず他部署の方にも確認を取って、理解しやすい文面に努めてまいりますので、よろしくお

願いたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

一般の方の目線で、要は他部署じゃなくて一般の方ですね。どうしても作っている方の視点になるんですよね。30、40、50代のばりばりの働き盛りの視点になっちゃうんですよ。そこには一般の方の目線ということで配慮いただきたいと思います。これは要望として今後も言うていきますので、何とぞよろしく願いたします。

次の質問になります。情報弱者に向けた緊急時の情報伝達手段の向上についてご質問させていただきます。

コロナに限らず緊急事態におきまして情報手段の伝達方法につきましては、ホームページ、LINEなどのインターネットを中心にどうしてもシフトを置く自治体が増えていきます。この方向性については、国が一定、指針やとか助成を進めているので、一定は進めていくべきやと考えておりますが、どうしても高齢単身世帯が昨今、日本におきましては増加しております。より必要とする住民層は、ネットよりも従来のアナログ手段の伝達方法の質の向上こそ望まれていると思います。月1回の町の広報紙や回覧板では限界がある中で、以下の点の改善を図ることはできないのか。

1点目です。まずこちらのほうから質問させていただきます。緊急時専用相談ダイヤルの確保。

今回、コロナ相談で使用しています専用ダイヤルを、コロナ後においては、災害など緊急時における住民からの問合せの専門ダイヤルとして今後も確保し続けて、要はふだん「もし何かあったらこの番号にかけてね」というふうに僕らもアナウンスできるんで、そういうような活用をすることはできないのか、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今回のコロナワクチンコールセンターの設置につきましては、多数の方からお問合せ等にお答えするために、専用ダイヤルで対応させていただきました。しかしながら、いつ起こるか分からない災害などの緊急時には、役場の代表電話番号が役場からの郵便物や広報、各種お知らせ、チラシ等でも広く周知されており、また、簡単にその代表電話番号をウェブ検索でも入手することができることから、このお問合せ専用ダイヤルを確保し続けることは困難でありますので、ご理解のほどよろしく願いたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

台風21号のときもそうでしたけど、やっぱり一気に、先ほどでしたら大丈夫ということやとは思いますが、じゃあ通じにくい、通じない、でも夜ずうっとかけても通じないという方がやっぱりおられました。そういったときにパンクしない仕組みとして、どのようにお考えですか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

役場の代表電話におきましては、最大14回線まで通話が可能と聞いておりますので、つながりにくいということは、内線さえつながれば可能かと考えております。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ただ、それって、1つの課に14回線あるわけじゃなくて、全体でということですね。その庁舎全体の人が、全てじゃあその災害のときに、切り替わって全員対応できるかということではないですよ。とすれば、その仕組みというのが重要やと思うんですよ。その仕組みの構築に関して、ここで議論しても今すぐ答えは出ないと思うんですけど、それもまた要望です。その14回線を最大限使うんやったら、最大限使える仕組みというものを構築していただきたいということを要望して、この質問を終わらせてもらいます。

併せて、広報車ですね、外を緊急時には駆け回っていただいているんですけど、どうしてもスピードと音量が、多分どの方も言われてると思うんですけど、速いし、遅いし、気づいたときには何を言うてるんか分からんしということで、広報するスピーカーの音量を初めとした性能向上というのは、まず望まれるのかなと思ってます。移動速度に関して、変な話、時速5キロ以上になると、ほぼほぼ、人間のドップラー効果ですかね、近くなったら音が小さくなって、向こうへ行ったら遠くなるみたいな、そういう効果の分から考えたら、もう5キロ以上は聞き取れない、限界値やというのを聞いたことがあります。そういったことを踏まえて、そのような工夫、または設備の導入更新が必要やと思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

現在、緊急時におきましては、役場の広報車を初め消防車、教育委員会では青色パトロール車などが緊急時の任に当たっているところであります。それぞれ所管課によりまして若干の違いはありますが、性能につきましては常に使用中で確認をさせていただいているところでございます。

速度に関しましては、なるべく一定の地域内におきまして全文が聞き取れるような工夫

をしておりますが、改めてご指摘いただいた点も考慮しながら、また徹底を図ってまいりたいと考えております。ただ、この速度につきましては、箇所によりまして交通事故防止や主要道路において交通支障防止のため、どうしても速度につきましては加減が出ますので、その点もご理解賜れば結構かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ただ、速度もそうなんですけど、根本的にやっぱりスピーカーの質やと思います。選挙をやられた方はご存じやと思うんですけど、今、三、四万出せば、それなりのでっかいスピーカーと、でっかいやつ買えると思うんで、そこの根本的な部分をまず何とかしていただいて、進めていただきたいと思うんですけど、その辺りについてはどうですか。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

スピーカーのアンプのやりかえ等につきましては、予算もかかることもございますが、車検時等、折々機会をとらまえて、また考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ワンセット5万円ぐらいなんで、ちょっとそこら辺をまた踏まえていただいて、ご検討ください。これも要望ということでお願いいたします。

続きまして、景気悪化に伴うコロナ解雇についてご質問させていただきます。

昨今のコロナの影響を受けた解雇者・失業者は全国で60万人を超えたと言われております。国や地方自治体は、企業によって様々な補助金、助成金も踏まえて、協力ですね、呼びかけてはおりますが、手本として自治体がじゃあやってるのかということ、それは必要やと僕は思います。解雇や失業された方を対象にした採用とかを、一時も含めてできないかと思うんですが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

我々地方公共団体は、様々な施策を推進する上で、企業や住民に呼びかけることによる啓発だけではなく、一事業所として率先して施策を導入し、手本になるという側面もござ

いますので、本町がコロナ禍における失業者採用を実施するのは有意義なことではあると  
考えております。

しかしながら、失業者の退職理由がコロナ禍によるものであることの確認が困難なため、  
採用の条件とすることはできませんが、コロナ禍における職員採用については、現在、  
35歳以上45歳未満の民間企業等経験者の採用試験を実施しており、コロナ禍にお  
ける失業者の救済は、若干ではございますができていたとは考えております。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

正職の今の話は雇用やと思うんですけど、例えばですけど、臨時で例えば年度を区切っ  
て雇用されてる市町村もありますし、例えば3次の補正でどこかの市が大学生対象に部活  
の補助とか、そういったものに活用して雇うという事例も聞いたことがあります。でき  
たらそういうように、今回3次の補正で、ごめんなさい、3次のコロナのお金ができて  
いるので、そういった活用とかも念頭に踏まえた上で、それって単年度、単年度なんで、な  
かなかうっとは難しいと思うんですけど、一時的にこの場をしのぐという意味でお願い  
したいと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現在、その職場、職場によりまして、不足している職員がおりましたら、そういう形で  
対応はさせていただくというふうな感じでおります。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

要望ということで、会派としても、また個人としても上げさせてもらいますので、よろ  
しく願いいたします。

続きまして、ふれあいホールを活用した行事につきまして質問させていただきます。

先ほど、昨今忠岡町の各種行事をよく行うふれあいホールには、ウイルス対策で空気清  
浄機4台ほど、でっかいのが、大型の清浄機が導入されたと聞きました。あと、20日に  
まん防に移行する予定なんですけど、例えば今後なんですけど、忠岡町独自で、あとは忠  
岡町、よそからですね、外部の方がイベントなどを実施したいというときに、忠岡独自判  
断で、例えばまん防とか緊急事態も発令されてないのに、例えば入場制限はこっだけして  
くださいねとか、あと成人式や、去年に見習って、今年も一応世の中の空気感を見て二部

制にしようとか、そういうようなことは判断されるということはないでしょうか、お答えいただけたらと思います。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

町主催行事の実施の可否につきましては、これまでも国や大阪府からの要請に基づきまして判断をしております。ですので、町独自の客観的基準というものに関しましては、現在のところは考えておりません。唯一、令和2年度成人式の実施につきましては、その時点で大阪府におきましてはレッドステージ、また開催3日後には2回目の緊急事態宣言となるなどぎりぎりのタイミングとなりましたが、一生に1回の大切な成人式につきましてはどうしても開催してあげたいというような強い思いの下で、できる限りの感染対策を実施した上で、二部制という形での実施とさせていただいたところでございます。

その後も感染拡大に歯止めがかからず、年度が変わった後も度重なる緊急事態宣言発令といった状況となっております、ようやく始まりましたワクチン接種につきましても、現在まだまだ始まったところでございますので、この先の状況がどうなっていくのかというところに関しましては、現時点では非常に難しいところでございます。

ただし、式当日、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などが発令されていない場合でも、その直後に発令されることが確実な場合に関しましては、適切に判断させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。あくまであれですね、ふだんどおりに、緊急事態とかまん防とか発令されてなくて、特段じゃあ再拡大の感染の予兆がめちゃくちゃあるとかで、そういうのがなければ、要は町が率先して世の中の空気を読み込み過ぎて規制するということがなく、ふだんどおりにそのときはしていただけるということによろしいでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

そうですね。先ほど申し上げたとおりでございますが、当然式当日におきます府内の感染状況などを考慮した上での判断となりますけれども、教育委員会としましては、実施に向けての検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

よろしく申し上げます。今年は普通どおりに成人式が開催されることを祈っております。

続きまして、環境整備につきましてご質問させていただきます。

公共施設における喫煙所の整備についてでございます。以前より要望してききましたけど、受動喫煙対策やマナー向上を考えると、やはりスモークスペースは必要と考えます。これまで検討されるということで話は頂いてましたけど、どのようにされていく予定でしょうか、お答えください。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

シビックセンターにおける喫煙所の整備についてということでございますが、望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月に健康増進法の一部が改正され、令和元年7月からは行政機関等の施設におきましては、原則、敷地内禁煙となったところでございます。

しかし、屋外で受動喫煙を防止するため、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に限り、必要な措置がとられた場所には喫煙場所を設置することができるとされており、シビックセンターの敷地内にそのようなふさわしい場所があるかどうかを検討いたしました。適当な場所がなく、また近隣の自治体12団体に敷地内喫煙場所を設置しているかの有無を調査いたしました。12団体のうち4団体のみが設置していると。ほとんどの団体が設置していないという状況でございました。

本町におきましては、近隣の状況や法改正の趣旨を踏まえ、今後におきましても敷地内での喫煙場所は設置しない方向で考えてございますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

これも引き続き前から何度も要望してたところなんですけど、言うてるのは、もうこの市内のその町民グラウンドですね。そのイベントのときに、僕も商工会をさせてもらったりとか、いろいろやったときに、どうしてもたばこを吸う人は大体こっち来てとか、周りに行って、陰でやっぱり吸うんですよ。堂々と吸うのもなんやと思うんですけど、結構やっぱりその後、吸い殻がぼんぼんとね。やっぱり見苦しいし、マナーも悪いなと思うので。それやったら、例えば忠岡のその木の部分ですよ、木が生い茂っている部分

の、ほんとに数平方あれば事足りると思うんで、そういったところを活用して、要は「あなた、吸うんやったらここで吸いなさい」と。僕は吸わへんから、吸う人の気持ちは分からないですけど、吸ってる人たちを見てのちょっと見苦しさとか、あとその辺はすごい感じるんですよ。やっぱりその辺って、吸う、吸えへん人の視点で全然違ってくるんで、できたらこれについてはまた引き続き要望していきますので、その辺、今回はもうしないということじゃなくて、今後引き続き検討という形でお願いできないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほども申しあげましたけども、今回の健康増進法の一部改正の趣旨を踏まえるということでの考えを下に対応してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解よろしくお願いをいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

要望です。環境、健康もありますけど、吸う人は吸うんで、どっちかという陰に隠れてこそそそ吸っているのを見る、子どもがそれを見るほうがよっぽど教育に悪いと思いますので、その辺も踏まえましてお願いいたしたいということで、要望に代えさせていただきます。

続きまして、災害対策について質問させていただきます。大津川河川洪水対策につきまして2点質問させていただきます。

1点目です。止水板の設置についてご提案させていただきます。ガードレールのポールのかさ上げの板を、ガードレールのポールに直接金属の板を取り付けて、ピンポイントでかさ上げする方法が技術として今ありますし、実際に導入している市町村もあります。大津川河川沿いの破堤予想地域ですよ。バツンされているところだけでもピンポイントで導入することはできないのかということをお答えください。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

大阪府が示しております洪水リスク表示図では、大津川においては左岸線の南海本線踏切の下約50メートル付近と、楯並橋上流約30メートル付近が破堤地点と想定されているところがございます。議員お示しの止水板をガードレールに取り付ける事業は、本町の単独事業としては実施できません。止水板の効果につきましては調査研究し、その結果によっては事業実施を鳳土木事務所に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく

お願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。金額も重なることで、どれぐらいの予算の見積りが取れるか、まだ全然そこさえも分かってないものなんで、ただ、僕もメールで向こうに尋ねたら、幾らでも見に行つて、幾らでも見積りとか、あとアドバイスできますよという答えも頂いたので、やっとなら調査研究ということなんで動いていただけるかなと思うんですけど、その辺りにつきましては着実にまずは町がちょっと調べていただきたいということによろしいでしょうか。調べていただけるということによろしいでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

事業実施できる、効果があるのかどうかも踏まえまして、まずはどういったものなのかという具体的なものを見せていただいて、我々でちょっと調べてみるというような形でご理解いただければと考えております。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。まずそこからやと僕も思ってますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、河川の危険水位などを示す可視化につきましてご質問させていただきます。

これまで幾たびも質問して、検討すると繰り返し回答いただきました。楯並橋とか、あと旧26号線の橋とかのあのところに、要はこれ以上に、ラインを引いてもらって、これ以上来たら、もうこの辺は破堤するよとか、高さに対する危険性を訴えるので、結構あるところ、大阪はあまり見ないですけどね、やはり急に激流が来るような山間部の例えば長野県とか岡山の山間部に結構あると聞いてます。どれぐらいの水位があるかって、夜中なんか、ほんまに橋を見ても、川を見てもよう分からんので、そういうのを見て、ライブカメラで判断できたりしたら一番いいかなと思っています。そういうものをぜひとも取り入れていただきたいと思いますが、その必要性の認識と導入の見込みにつきましては、今どのようにお考えでしょうか、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

河川の水位表示につきましては、議員のほうから何度かご質問を頂いておるところでございます。私どもも、夜間や悪天候時は見えにくいと認識しているところでございます。水位表示の改修につきましては、現在、鳳土木事務所と協議しており、台風シーズンまでには完了する予定で調整しているところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。やっとしていただけるということで感無量でございますので。また、その板を見させていただいて、完成したらまたみんなに周知もできたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、環境につきましてご質問させていただきます。2050カーボンニュートラルにつきまして質問させていただきます。

2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにしようとする目標を掲げた世界的取組でもありますカーボンニュートラルにつきまして、日本国政府自体も、国・都道府県・市町村を挙げて推進する動きが出ております。近隣自治体におきまして、和泉市、泉大津市、高石市などにおきましても、取組に向けて行動していくと表明されています。この表明につきましても、表明したからといって当面何か行動義務が課せられて、していかないといけないというわけではないし、人的、財政的負担というものが基本的に今のところないということであれば、まずは忠岡町の示す環境姿勢としても表明すべきではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

答弁させていただきます。

近年、地球温暖化に起因する気候変動によりまして自然災害が多く発生しております。また、それが脅威となっているところでございます。地球温暖化対策の推進に関する法律において、国及び地方自治体は温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努めるものとされております。これらを踏まえ、環境省では2050年にCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）を実施ゼロにすることを公表した地方自治体を、ゼロカ

ーボンシティーとして公表、発信しており、本町としましても、こうしたカーボンニュートラルに向けた動向を大きな関心を持って見ております。

現在の取組としましては、緑のカーテン事業、打ち水大作戦、それと庁舎の節電対策などを実施しておりますが、2050年のカーボンニュートラルの実現には、実効性の高い取組が必要であるということから、今後、先進事例等を調査研究いたしまして、本町として宣言できる環境を整えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

うちの自治体がそれに見合うのかどうかということ判断された上で、宣言、環境を整えたいと言いましたけど、さきに頂きました行政レビューですね。行政評価の冊子を見せてもらおうと、今回、A評価の判断の1つで、令和元年度ですね、平成28年度比で令和元年度、24%温室効果ガスを削減したということでA評価を頂いているやつがあります。正直、それほんまに内容がしっかりとしてるんでしたら、逆に言うと、挙げなおかしいぐらいのレベルのものやと思うんです。だって、28年度から平成元年の3年で忠岡は達成してます。だから、逆に言うと、何で忠岡さんは手を挙げないんですかと、僕は逆に思うんですよね。明日にでも表明しても、誰も過不足なく忠岡は当然だねとなると思うんですけど、それでもその先のまだ何か考えていかなければ、これは宣言できないんですかね。ちょっと質問。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

先ほどご指摘いただきました温室効果ガス排出量24%達成のA評価につきましてですけども、これは第4次忠岡町地球温暖化対策実行計画というものがございまして、環境に配慮した取組として、忠岡町、忠岡町役場ですね、忠岡町の公共施設の事務事業に係るエネルギーの消費量をCO<sub>2</sub>に置き換えまして、削減値を調査しているものでございます。24%達成となった主な要因は、水道事業所が本町の所管でなくなったこと。これに加えて、各施設において省エネルギーの活動であったりとか、照明をLEDにするとか、そうした効果によりまして電気の使用量が大きく削減されたことによるものでございまして、町全体としては決して減っているわけではないというところでございます。

こうした地球温暖化対策を、国、地方自治体、事業者、国民といった全ての主体が参加、連携して取り組むことが必要であると考えておまして、我々地方自治体におきましては、自らが率先して取組を行うことによりして、区域の事業者、住民の模範となることが望まれておりますことから、今後、もう既に宣言をされている、そうした先進事例など

も調査研究いたしまして、近い将来、宣言できるようにしてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今のエビデンスを含めるだけでも、全然宣言しても事足りるかなと思うんですけど、近い将来というのはどのぐらいの将来なのかなと正直思うんですけど、ストレートに言うと、もったいないなと思っているだけです。近いどころか、もうできたら早いことまず宣言していただいた上で、宣言してるんやから、こういうふうに、せめてこれはやっていこうよというのをまた加えていただけるのが一番在り方かなと思ってますんで、何とぞ、これも要望になってしまいますけど、よろしく願いします。

最後に、すみません、続きまして質問いきます。最後です。人権につきまして、LGBTQ+の忠岡町の姿勢につきまして質問させていただきます。

このたびの国会におきまして、LGBTの関連法案が今国会における採決が見送られることになりました。けど、地方においても、そういったLGBTQ+における理解を求める取組が徐々に行われたりとか、行動、意見、条例なり何なり進んでいってる世の中で、多様化をどう捉えていくんだということなんですけど、端的に忠岡町としてどのように考えて、どう進めていく予定でしょうか、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。この答弁をもって終了しますので、よろしく願いします。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

これまでLGBTにつきましては、セクシャルマイノリティーを示す言葉としてございましたが、今日では、議員仰せのとおりLGBTQ+と表記されるようになっております。Q+は、性的少数者のクィアという言葉、それとクエスチョンという自分の性的指向が分からないという意味を持ち、より広い性的少数者を表現する言葉となっております。

本町におきましては、国と同様にこれら性的指向、性的自認におけるマイノリティーの方々につきましては、忠岡町総合計画の基本目標3、多様な価値観を尊重するまちづくりにおいて、また第2次男女共同参画計画においても十分に配慮するということが規定されてございます。なお、相談につきましても、これまで各関係機関と連携を密にしてきたところであります。

ただ、この性的志向につきましては、男性、女性、あるいは両方、いずれでもない、そして、それが分からないという点など性的自認、自ら認めるや、指向、これは指という漢字のほうの指向なんですけど、での認識でありまして、いわゆる嗜好品等を示すいわゆる嗜好という点に重点を置くものではないと認識しておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、北村 孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

3番、公明党の北村でございます。一般質問をさせていただきます。まず最初に、新型コロナウイルスの接種についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスが感染し始めて1年半がたとうとしています。現在、コロナに有効とされるワクチン接種が、医療従事者を初め65歳以上の高齢者に対する接種が全国的に4月12日からスタートされ、本町でも5月16日の日曜日から毎日曜日ごとの集団接種が実施されているところであります。接種については任意であり、2回の接種が効果的であることから、本町も6月6日から2回目の接種を実施されております。現在のところ治療薬もなく、90%以上の有効性からも、1人でも多くの方々のワクチンの接種を願うところでございます。

高齢者の対象は全国で3,600万人に上り、市町村が実務を担い円滑な実施に向け万全の体制で取り組んでいただいているところでありますが、そこで本町の65歳以上の対象者4,826人の80%を見込んでおりますので、3,861人の方々の接種が進められています。

新型コロナウイルスの重症化リスクが高い65歳以上の高齢者への接種を円滑かつ迅速に進めることは、目下の最重要課題であります。ここで確認いたしますが、高齢者の接種を7月の末に完了させるとの政府の目標の達成に向けての状況は、本町はいかがか。

また、今月中には高齢者接種の見通しがついた自治体から順次広く一般住民への接種が始まっていくと思われませんが、これまでに説明がありましたように、優先順位からいきまずと基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方、それ以外の16歳以上の方と進められていかれる予定であります。円滑実施に向けた体制づくりが重要であり、今後進められる64歳以下の対象者の住民の方々のほうが多いわけですから、国が11月には全て対象者が完了するようにも報道されていることが現状の体制でいけるのか。

また、政府は8日、企業、大学などの単位でワクチン接種を行う職域接種の申請受付を開始したと報道されております。既に実施されているところもあります。職域接種は、医

療従事者や運営スタッフの人員や会場を企業などが自ら確保する必要があることから、大変な困難だと思います。また、効率性を重視し、同一会場で1,000人以上の接種を行うことが当面の原則となっています。これらの職域接種の加速化に向けては、自力で接種体制を整備できない町内の事業所、中小企業に対し、商工会議所などと連携を取りながら関わっていただきたい。また、一部の自治体で12歳から接種について本町はどのような認識を持っておられるのか、この点についてお伺いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

まず1つ目でございますが、6月よりワクチンの供給量が増え、本格的に高齢者の優先接種が始まったところです。想定を上回る接種希望者数に備え、保健センターでの集団接種の予約枠の拡大、町内医療機関での個別接種におきましても、予約者数を増やしていただき、国が目標に掲げております7月末で希望者の接種を終える見込みでございます。

現在の接種状況につきましては、ワクチン接種記録システムでの接種者数におきましては、6月17日現在、1回目の接種者数は2,244人で、接種率は45.33%。2回目の接種者数は552人で、接種率は11.15%となっております。

2つ目でございますが、高齢者の次の接種順位といたしましては、基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設の従事者となっております。高齢者の接種が一定程度進んだ時期に行うこととなっておりますので、7月中旬頃の実施を想定しているところでございます。その後、64歳以下の方の接種を順次接種することとなっておりますので、よろしくお願いたします。

現在のところ、6月24日頃には64歳以下の接種対象者の方に接種券、クーポン券をご案内する予定です。また、中小企業に対して、商工会などどういことができるか調査してまいる所存でございますので、よろしくお願いたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

7月までの、65歳以上の方の2回の接種が終わるということで、日曜日ながら関わっていただいている職員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。これからもそのような体制でしっかり迅速かつ円滑に進めていただきたいと思います。

少し戻りますけども、第1回、第2回、6月10日に第3回目の予約が受け付けされました。第1回目、第2回目は予約が取れないということで、恐らく私だけではなく、各議員の中にも、住民の方から「どうなってるんや」と、そういう苦情があったと思います。

さきの質問者の答弁でありましたように、電話が繋がらない。これはおっしゃってましたように、緊急時に電話が繋がらなかったら、非常にN T Tのほうから規制されたというこの報道もお聞きしております。この辺については無理はないのかなと思います。L I N E、6 5 歳以上の人にL I N Eをするって、中にはこういった時代ですから、私よりも既にうまく使いこなす方がいらっしゃると思います。しかし、大半がL I N Eの申込みの受付がどういった手順でやっていいか分からないと。説明を書いていると言うんですけども、やっぱり理解しにくいというところもあって、電話の1つ込んだところもあるのかなと思います。

その点については、受付日以外、設けている以外の平日にコールセンターのほうにいろんな苦情もあったと思います。実際、コールセンターで関わっている方から少しお話しすることがありまして、すごい精神的なご苦勞があるということは大変申し訳ないなと思っ

ているところですけども、引き続きその辺も十分考慮しながら、体制づくりをやっていていただきたいと思います。

よく町長もこれまでも話が挨拶の折にお話しされてますし、テレビ等もよくそういうことは聞くんですけど、まず加速していくのに難しい。また、接種率が思うように上がらない。今朝の新聞ですかね、大方7月末までにはほぼ終わるといようなことも報道されております。しかし、その折にスタッフの不足が挙げられるわけです。当然、忠岡におきましても当初から集団はクリニックの先生に来ていただいて、また、あとはかかりつけに個別の場合はかかっていた。そして、かかりつけでなくても、接種を受け付けていただいているクリニックさんもいます。この辺にお願いするしかしようがないということの話を聞かせていただきます。

私、少なくともね、潜在している看護師さんじゃない、現役の看護師さんです。現役の看護師さんが、私、この事業が始まる前に「お手伝いします」ということで私のところに申入れがあったんです。私、職員の方にも何人かにお話しさせてもらいました。当然ボランティアじゃないですよ。決められた基準の報酬を出して来ていただく。その方々も普段は当然お仕事をされているわけですから、シフトの関係で毎日曜日来れるかどうかはわかりませんが、その辺はやっぱり町として広報なりで、私、呼びかけることも必要ではなかったのかなと思います。

この1 2人の議員の中にも、家族がいらっしゃる医療従事者の方が3世帯あるんですよ。忠岡町にいらっしゃる看護師さん自ら「お手伝いしましょうか」と言うてはる方がいてるのに、呼びかけもしない。私、この辺の姿勢が問われると思います。この辺はね、やっぱり当然シフトを組むとか、いろんなことで細かいところまで大変だと思いますけど、私は言いたいのは、結果は来ても来なくても、そういう方がいらっしゃらなくても、そうして呼びかけていくという、何度も言いますが、姿勢が大事ではないかと強く申し上げておきます。

そして、64歳以下の方の体制ですけども、スケジュールどおり行くということであり  
ます。この辺についても、はるかに65歳以上の方よりも圧倒的に予想されてる人数が多  
いわけです。この辺についても、その辺のことは先ほど申しました呼びかけていくという  
ところの分については、もう少しやっぱり積極的にやっていただきたい。

聞きますとね、ドクターは問診だけでええと。あとは看護師さんが全部打っていくんだ  
ということで、ドクターが一人一人打たなくても、ドクターが問診をしてどんどんやって  
いけば、看護師さんが打っていけるんですから。血管注射じゃない、筋肉注射ですから、  
そう看護師さんも現役の看護師さんですから、当然そういうことも日常のお仕事ですか  
ら、慣れてるといふか、それが仕事ですからやれます。そう言ったら、「いや、スペース  
がない」と。スペースがないって、私、2階で打ってはるわけですよ、保健師さんで。  
あのふれあいホールをなぜ動線として使わないのか。あれは椅子を全部片付けられますよ  
ね。そういうことで、もっともっと加速さしていくべきではないかと思えます。

で、またちょっと戻りますけど、予約が取れないと言うて諦めていらっしゃる65歳以  
上の方もいらっしゃるかわかりません。この辺について、さきにちょっとお話も聞かせて  
もらいましたけど、どういう体制で組んでいくのかと。玄関に庁舎の入り口にLINE、  
電話受付はまだ空きがありますよと。これも広報等で、聞こえにくいけど、流してます  
か、定期的に。その辺の周知もされてないと。ただ、うまく今のところ順調よく来てるか  
ら、このままいけるだろうということではなくて、しっかり取り組んでいっていただきた  
い。このように要望というか申し上げておきます。

職域接種というのは、これは非常に難しいと思えます。大きな企業、忠岡町やったら三  
進さんは全国的にも展開されてますし、先日、違った分でテレビでも報道を私、見ました  
けど、大きな事業も展開されてて、あそこで作られているものが日本のほとんどのシェア  
を、製品がシェアしているところのニュースもありました。そういうところは考え  
てるでしょうけど、日本は8割、9割が中小企業で成り立ってるわけですから、小さい少  
人数、個人のところはかかりつけとか役場の集団で来はったらええと思うんですけども、  
一般に言われる中小企業のレベルの分は、この辺はやっぱり商工会と連携を取って、何か  
相談を受け付けるとか、そういう広く、恐らくどないしようかなと言うてはるところもあ  
ると思えますよ。そういったところで、またこの辺もちょっとしっかり関わっていって  
いただきたい。

それで、接種12歳、京都府の伊根町ですかね、ちょっと報道されてて、町外からいろ  
んな非難もあったみたいなことで報道もされてました。本町も12歳からやるんですね。  
これについては、いわゆる職域接種と言っていいのかどうかわかりませんが、どうい  
う手順でやるのか。当然12歳からですから中学生、当然15歳まで入るわけですから、  
学校でやるのか、この辺についての体制はこれから練るんでしょうけども、しっかりこの  
辺も含めて、迅速かつ円滑に進めていっていただきたいと、こう思います。

今のところ、町長も冒頭の挨拶にありましたように、大きなミスありません。他市を例に挙げてあれですけど、堺市さんはまたミスされてるみたいで、大きなところで接種者の人も多いから、そういうこともあるのかなと思いますけど、しっかり事故のないようにやっていていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いての質問をいたします。西区ふれあい公園整備工事についてお伺いいたします。

過日、担当から整備工事の説明を頂いたところであります。昨年、これまでの半世紀にわたり公園としてお借りし、利用させていただいていた土地の所有者から土地の売却の申出がありました。しかし、財源的に厳しいことから断念せざるを得ませんでした。その後、隣接する認定こども園を運営する光生会さんがその土地を購入することになり、光生会さんとの協議の中で土地の一部を本町が購入できることになりました。今回、全面工事、新しく生まれ変わるわけではありますが、整備工事に伴い一時避難所でもある公園を防災公園として活用すべきではないかと考えます。

そこで、これまでに国土交通省と内閣府から災害時における避難所の環境整備を図るため、市町村にマンホールトイレの整備を検討するよう求める通知が来ていると思います。マンホールトイレは、災害時にマンホールの蓋を外して簡易トイレを置き、テントで覆って使用するもので、排せつ物が下水道に直接流れて衛生的であるほか、地面と段差なく設置できることから、車いす利用者らのバリアフリー対策としても有効であり、この機会にマンホールトイレの整備を求めますが、見解をお伺いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今回の公園整備における計画は、財源は大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金を活用し、これまでの西区ふれあい公園は就学児童向けの遊具のみの設置でありましたが、今回、リニューアルに当たり、地域コミュニティの育成を図る拠点として幅広い世代に利用してもらうことを想定し、就学前の子ども向け遊具、就学児童向け遊具、高齢者向け健康遊具を新設する計画であります。

マンホールトイレとは、貯留型仮設水洗トイレであり、災害時による断水時にプールや貯水槽などの水を利用して、汚物を一気に下水管へ流す仕組みとなっておりますので、西区ふれあい公園での設置は適切な対応ではないと思われまますので、整備は難しい状況でございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

防災公園につきまして、この西区の公園につきましては、当初、冒頭に今質問させていただきましても、地権者との話が断念されたときに、忠岡町の神社の横の、今ゲートボールで使っているところの部分都市公園としてやっていくと、防災公園に。あそこは既に町のタンクが埋められてるわけですから、それに適した場所であるということ。しかしながら、土地の一部を購入できることになり、公園として今回整備されます。そのことによって、その防災公園の、その当初この西区の公園が全然もう町としてもどうすることもできないということの中であって、あそこを防災公園に、忠岡町の神社の横のところを防災公園にするということが、西区の公園が購入の見通しがついたことによって、まあ私はかなりちょっと消極的になったのではないかと思います。

この辺についても、やっぱり果敢に進めていっていただきたい。災害というのはいつ起こるかわかりません。待ってもくれません。私、避難所、これは幾つあってもいいと思うんです。こういったことから、しっかり少しでも早い段階でその西区の公園、いわゆる西区の公園ですね。皆さんが言われてるここが防災公園として、マンホールトイレも設置しにくいということであれば、しっかりとその今ゲートボール場で使われているところの公園を都市公園として、しっかり防災公園として取り組んでいっていただくことを少しでも早く望みます。

この西区の公園ですけど、この時期に、私も整備のあれを見させていただきました。こういう遊具をここへ置きます、ここへ置きます、駐車場はあれしますと。このコロナ禍の中に、なぜ水道設備がないのか。これは私、不思議でしょうがないんです。このコロナ禍の中ですよ。子どもさんも当然あそこで遊んで、土をいらったり、いろんなところを触ったりするから、お母さん方、子どもなんかそんなんあれですよ、消毒液なんか持って歩いてませんよ。中にはお母さん方にいてはりますけど、子どもはそんなん持って歩いてませんよ。せめてね、水道設備ぐらいは、手洗いの場ぐらいはね。当然前に道路が通っているわけですから、奥に引き込むじゃなしに、手身近な入り口か、帰るときに出口のところで、出入口するところで洗って帰れるように、それぐらいの整備はね。マンホールトイレは難しいとしても、それぐらいの整備はされても不思議ではないし、なぜそういうところに、このコロナ禍の中でそういうことが整備の中に入れられてないのかというのが不思議でしょうがないです。

以前は、公園とかに水道があったら、いたずらで出しっ放しとか、そういうお話もありましたけど、まあまあそういうことも最近聞きません。ぜひともこの入り口付近に手洗い場をつくっていただきたい。費用が要るのは十分分かってます。分かった上で申し上げているわけで、しっかりこの辺も取り組んでいっていただきたい。この辺についてどうでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

手洗い場の設置につきましては、今までも手洗い場がなく、今回、衛生面で砂場を撤去することや、以前より規模が縮小することなどを踏まえまして、また新たに水道を引き込むとなりますと工事も必要なことから、総合的に判断いたしまして断念いたしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

これね、難しい、私は中の予算取りとか、よう分かりませんが、国から地方創生交付金、出てますよね。今度3次のあれが、今、8月か臨時で示されます。この間出してもらった中で、5,000万か6,000万まだあるんでしょう。大体決まってはるみたいですが。それを活用できないかということの部分もやっぱり聞いて、国のほうにちょっとお伺いを立てるのも1つやないかと思いますよ。同じ工事するんですから、1回で済むような形でね、このタイミングでやっていただきたらと思います。

最後にお伺いします。随分私から見たら消極的なご答弁でありました。この忠岡町は、災害対策についてどの順位として、優先順位としてお考えになっているか、これを最後に答弁願います。公室長でもいいですよ。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

災害対策につきましては、今年度、危機管理課を設置いたしました。忠岡町全体として防災意識を高めていきたいというふうに考えておりますので、当然上位のほうに位置づけているというところでございます。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

マンホールトイレ、そういったことも立地的、費用的に難しいところも事前には少し聞いております。ぜひとも、これは災害とは直接、いわゆる1つの災害ですよ、コロナの感染症も。こういったところについてしっかり、私、これで終わるんじゃないで、水道のその手洗い場も、私、何も要らんものをつけろと言うてるわけやないので、この辺もちょっと調べていただいて、その地方創生交付金が見えるのか使えないのか、コロナに関係す

るものであれば大体国もかなり柔軟にやっていたいでいるわけですから、これもしっかりとちょっと取り組んでくださいよ。

そういったことで、2点にわたり質問もいたしました。私としては、ほんとにきつくともいいですか、言葉自体はどうなんか分かりませんが、かなりきつく指摘させていただいたかなと思います。大変ご気分を悪くされたら申し訳ないんですが、全て住民の福祉向上のために、私たちもいろんなお声を聞かさせていただいて、少しでも前へ進めるような形で質問もさせていただいてますので、どうかその辺ご理解いただきまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。議長に発言のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

孤立防止について。昨年より新型コロナウイルスの感染が拡大し、緊急事態宣言、まん延防止宣言が発令されたりと、いまだに終息することなく、さらにまた新たな変異株の広がりも見せています。お亡くなりになられた方にはお悔やみを申し上げます。また、療養中の方々にはお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。また、ご協力いただいている医療従事者の方には本当に感謝申し上げます。新型コロナウイルスの感染が終息し、一日も早くコロナ前のような通常どおりの生活を取り戻すことができますようお祈りするとともに、しっかりと町民の方に寄り添っていけるよう取り組んでいきたいと思っております。

コロナ禍で生活困窮と相まって、社会的孤立が深刻化しています。早急な対策が必要です。公明党の社会的孤立防止対策本部は、5月21日に菅総理に対し、誰も孤立させない、独りぼっちをつくらないための提言を手渡しました。総理は、しっかりと取り組みたいと応じました。提言がまず強調しているのは、社会的孤立に向き合う上での認識です。具体的には、個人の問題ではなく社会全体で対応すべきであり、国を挙げて取り組むべきであり、孤立している当事者はSOSを出せずにいるため、外部からも見えにくいからこそ、当事者に伴走する支援者が重要です。孤立の問題を誰もが他人事ではなく、我が事と捉え、誰もが支え、誰もが支え合う地域共生の社会づくりこそ孤立対策の基盤です。その上で、高齢者、障がい者、生活困窮者といった属性や世代を問わず、当事者を中心とした断らない相談支援と地域づくり支援をしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

市町村が主体となり、地域住民や民間団体と一体となって行う重層的支援体制整備事業の全国展開を最優先するよう求めています。今年4月から始まったこの事業は、社会的孤立を解決する基盤となります。現在は市区町村の任意事業ですが、全ての市区町村が実施する必須事業としていくことも検討するよう、提言では訴えています。

提言の提出に際し、公明党は9回にわたり有識者と意見交換を重ね、国会議員と地方議員が1か月半をかけて、1039件の聞き取り調査を行いました。忠岡町でも公明党議員団で調査し、ご協力いただきました。調査の結果、孤立対策には目新しさではなく、地道で息の長い支援が必要であること。政府には提言の内容をしっかりと受け止め、具体化を急いでほしいと思います。

そこで、お聞きします。忠岡町としては孤立対策に対してはどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今般、単身世帯の増加や近隣との関係の希薄化といったことにより、社会から孤立している人々が顕在化しております。本町においても、孤立されている方がどの程度おられるのか、現在のところ把握はしておりませんが、孤立に至った原因は、何かのきっかけがあり、またその背景には心理的要因や社会的要因など様々な要因が絡み合っているものとされております。

忠岡町では、支援を必要としている人を見逃さない体制づくりを確立していくため、民生委員、児童委員、地区福祉委員、社会福祉協議会などの様々な機関と連携し、近隣住民からの情報収集を行い、見守り、支えることが必要だと考えております。中には自ら望んで孤立した状態であることも考えられ、そのような人に対し社会的に介入する必要があるかどうか検討する必要があります。

孤立は、いずれは生活困窮に陥るなど地域社会にとって深刻な状況をもたらすことにつながりかねない課題だと受け止めております。そのためには、早期の相談が必要と考え、相談先を知っていただくことが重要となります。本町におきましては、社会福祉協議会のいきいきネット相談支援センターのコミュニティソーシャルワーカーや地域福祉課での対応となり、その相談内容によっては、生活が困窮されている場合には、大阪府岸和田子ども家庭センター内に設置されておりますはと・ほっと相談室につなげるなど適切な援助が受けられるよう、各関係機関と連携を図り対応してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

しっかりと対策のほうをお願いします。また、町民の方になかなかこちらに出向いていただくということは厳しいと思いますので、またそういうお声を民生委員さんのほうと協力していただきながら、しっかりと対応していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に行きます。コロナ禍で困難を抱える女性に対する支援について。女性にとって必需品である生理用品を購入できない人がいます。支援の手を差し伸べる必要があると思います。経済的な理由から生理用品を買えない女性がいる問題は、生理の貧困と呼ばれ、コロナ禍で顕在化しました。生理をめぐる環境の改善を目指す任意団体みんなの生理は、高校生や大学生らを対象に2月中旬からオンライン調査を行っています。3月時点での集計によれば、過去1年で金銭的理由により生理用品の入手に苦勞したとの回答は20.1%に上り、交換頻度を減らして節約をしていた割合は37%でした。深刻な事態であると思います。

公明党の訴えに対して、政府には地域女性活躍推進交付金の拡充を決定していただきました。内閣府の調査によると、生理用品の配布を実施、または検討している地方自治体は5月時点で255に上り、公共施設や社会福祉協議会などの窓口で配布したり、小・中学校のトイレに配備するといったケースがあります。

この忠岡町でも、杉原町長に3月23日に公明党議員団でコロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望書を提出させていただきました。そうして防災備蓄品を活用して、1か月後には生理用品を社会福祉協議会にてお困りの方に配布していただきました。本当にありがとうございました。

女性にとって必需品である生理用品支援の手を今回で終わることなく、今後もお困りの方に寄り添っていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今回の配布は、災害備蓄品の余剰品を活用したものであり、臨時的なものでありますので、災害備蓄品の余剰分がなくなり次第、終了となりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

すみません、現在はどれぐらい配布されて、どれぐらい残ってますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

災害備蓄品の余剰分は111個ありまして、6月10日現在、残っている個数は65個になります。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

半分ぐらいの方が取りに来られたということで、良かったなと思います。また、子どもの場合は、生理用品などを親に言えず、買ってもらえない子どももいると言われていきます。保護者のネグレクト、教育放棄が絡んでくる場合もあり、表面化しにくいということもあります。子どもたちは声に出すのがなかなか難しいと思います。備蓄品の活用で配布していただいたことは本当にありがたかったのですが、学校などの個室トイレの中にも置いていただきたいです。いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

本町の小・中学校におきましては、従前より保健室において生理用品のほうを常備しておりまして、必要となった場合に個別に対応してきたところでございます。トイレ内への常設に関しましては、個室という構造上、管理が行き届きにくく、いたずらなど様々な事象が発生することも考えられます。つきましては、引き続き保健室での個別での対応を丁寧にしていただきたいというふうに考えております。

保健室において対面で手渡すことによりまして、子どもたちが保健室を訪れた際に必然的に養護教諭とのコミュニケーションが図られることとなります。子どもたちの生活実態等の様々な情報についても把握することができます。万一何らかの問題が明らかになった場合は、しかるべき機関へのつなげということも可能となりますので、現在の個別対応による方法を大切にしていきたいと思いますというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

保健室で対応していただいているということなのですが、やっぱりそういう状況とかももしかると把握はできるのでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほども申し上げたとおり、養護教諭と子どもとの会話は当然生まれますので、そこで先生のほうが子どもさんの様子とか、その辺は見ていただいて、個別に対応できるというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

くれぐれもよろしくお願いいたします。

東京都では、9月から全都立学校254校の女性用トイレに生理用品を配布すると表明されています。本当に素晴らしい取組だと思います。コロナ禍で浮き彫りになった生理の貧困、女性にとって生理用品は生活必需品で、経済的困窮で買えないこともあります。性にまつわる問題であるがゆえに、周りに助けを求めにくかったり、可視化されづらい点が生理の貧困の深刻な理由ではないかと考えます。特別に配布するのではなく、今はトイレットペーパーが公共トイレに当たり前に置かれているように、これからは生理用品の配備も日常的、普遍的サービスにしていくことが重要なのではないかと思います。よろしくお願いいたします。先ほど返答もいただいているので、これで要望ということで、忠岡町でも生理用品の設置に向けてご検討を何とぞよろしくお願いいたします。

次に行きます。周産期グリーフケア支援について。流産や死産を経験した女性等への心理的支援、グリーフケアについて、公明党の大阪府本部女性局が、流産や死産を経験したお母さんたちを支援されている当事者団体の方々からヒアリングをさせていただいたことから、死産届けを出したにもかかわらず子育て支援のお知らせが来て深く傷ついた。死産後に喪失感で心のケアが必要であるにもかかわらず、産後健診など母子保健の対象外である。死産した子どもを火葬できることすら知らなかった等々、様々なお話を伺いました。流産や死産、また大切なお子さんを亡くされた悲しみは計り知れません。そして、何よりもお子さんが生きて生まれてこなかったとしても、お母さんにとってその子は我が子であり、そのお子さんにとってはお母さんなのです。こうした認識が私たち議員にも行政にも欠けていたということを深く認識しました。党として、産後健診の対象とする制度改正をすべく調整してまいりました。

近年、流産や死産を経験した女性に対する心理・社会的支援の必要性が指摘されており、例えば内閣官房副長官を座長とした関係省庁による不育症対策に関するプロジェクトチームの検討報告（令和2年11月）や、厚生科学審議会（科学技術部会）NIPT、NIPTというのは無侵襲的出生前遺伝子学検査、また胎児の染色体疾患の有無の検査法です。出生前検査に関する専門委員会の報告書（令和3年5月）、令和2年度子ども・子育て

て支援推進調査研究事業、流産や死産を経験した女性に対する心理的・社会的支援に関する調査研究の報告書（令和3年3月）においても言及されています。妊産婦とは、妊娠中また出産後1年以内の女子を言い、この出産には流産及び死産の場合も含まれます。このため、子育て世代包括支援センターにおける支援を初めとする各種母子保健施策の実施の際には、流産や死産を経験した女性を含め、きめ細やかな支援がありますが、忠岡町ではどのような対応をされていますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

ご質問の流産や死産を経験した女性等への心理的な支援につきましては、令和3年5月31日付で厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より通知がありました。その内容につきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、母子保健法に規定する妊産婦とは、妊娠中または出産後1年以内の女子というものがありますが、この出産には流産及び死産の場合も含まれます。母子保健施策の実施の際には適切な配慮をお願いしたいという内容でございました。

本町におきましては、現在、妊娠届出の際、助産師または保健師が窓口で対応を行う際、死産、流産を経験されていることが確認できた方におきましては定期的に連絡を取っている状況でございますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

今、ちょっと重なってしまったんですけども、地方自治体においても活用可能な事業、流産や死産を経験した女性へのグリーンケア等の支援に活用可能な事業が、今、答弁でもありましたように、この5月31日にできました。子育て世代包括支援センター事業、子育て世代包括支援センターの支援対象者については、子育て世代包括支援センター業務ガイドライン（平成29年8月1日、厚生労働省子ども家庭局母子保健課公表）において、原則全ての妊産婦、産婦、産後1年以内、乳幼児、就学前とその保護者としており、流産や死産を経験した女性も対象に含まれます。産後ケア事業についても、産後1年を経過しない女子及び乳児が対象とされています。

さらに、産後ケア事業ガイドライン（令和2年8月5日、厚生労働省子ども家庭局母子保健課公表）においても、本事業は母親のみの利用を妨げるものではないとしており、産後に心身の不調を抱える流産や死産を経験した女性も対象に含まれます。ただし、流産や死産を経験した女性は、乳幼児と同じ場でのケア等に精神的負荷を感じるという指摘もありますので、事業の実施に適切な配慮をお願いします。なお、流産や死産を経験した女性が精神的負荷を感じないよう、居宅訪問、アウトリーチ型を活用すること等が考えられま

すので、適切な配慮をお願いします。

流産や死産後に心理的負担を抱えている方に対し、子どもが出生したことを前提とした母子保健サービスの連絡が市町村から届き、当事者にさらに強い精神的負荷がかかった事例があるという指摘もあります。死産届けに関する情報共有を図り、流産や死産を経験した女性等に対する心理的・社会的な支援が適切に行われるよう改めてお願いいたします。

産婦健康診査については、産婦健康診査事業において平成29年度よりその費用の一部を補助していますが、令和3年5月31日付で母子保健医療対策総合支援事業の実施について、平成17年8月23日付、雇児発第0823001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知を改正し、産婦健康診査事業の対象者に流産や死産を経験した女性も含まれる旨を明確化しております。

忠岡町におかれましては、いろいろな事業や支援の整備、また改正の趣旨を踏まえ、適切な支援を行っていただくようお願いいたします。いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

現在、グリーンケア等の支援に活用可能な事業として、昨年度から実施しております産後ケア事業がございます。産後に心身の不調を抱える流産や死産を経験した女性を対象に案内し、利用の申請があり、居宅訪問を行う際には、精神的負担を感じないように適切な配慮を行い、実施してまいります。

また、妊娠中の方に全件電話連絡を行っておりますが、その相談内容によってはカウンセリング等が必要と思われる場合は、専門の医療機関の紹介も行っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ぜひともよろしくをお願いいたします。周産期グリーンケア、流産、死産などによる深い悲しみの支援、生きづらさを感じる人たちが、その人らしく尊厳を持って生きられ、多様性を認め合える社会の実現を目指していけるようよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終了いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。1時より再開いたします。

（「午前11時55分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(和田 善臣議員)

次に、今奈良幸子議員の発言を許します。今奈良議員。

10番(今奈良幸子議員)

大阪維新の会の今奈良幸子です。議長のお許しを頂きましたので、質問にまいります。

町政の情報の発信の1番、広報についてお尋ねいたします。本町では、昨年からはSNSでの広報を導入していただき、必要な情報が町民へ届くように改革がなされてきました。一方で、各媒体の中で最も古典的な紙による媒体であるのが広報紙です。これはお隣の岸和田の「広報きしわだ」です。3月号のページをめくっていきまると、「こども新聞」と題して子ども向けのページが設けられており、未成年の住民にも興味を持ってもらえる仕掛けが見られます。後ほどお渡しします。

なぜこれを持ち出したかといいますと、忠岡町内でこの広報紙が家に届いて、どれくらいの方が読んでいるのだろうかという疑問に思っております。より多くの方が、とりわけ次代を担う子どもに関心を持ってもらうべく子ども向けの内容や、子どもが担当するページを制作したいと考えます。また、町の歴史や伝承を掲載することで、子どもが読む、保護者やおじいちゃん、おばあちゃん、親戚も一緒に見てくれるのではないかと。いわば関心率の向上につながると感じております。より身近な、より興味を持ってもらえる媒体とすることで閲覧の機会を増やし、町政情報の伝達により寄与できると、広報紙も大変意義のあるものだと思いますが、いかがでしょうか。

議長(和田 善臣議員)

明松次長。

町長公室(明松 隆雄次長兼企画人権課長)

広報紙に関しましてのご質問ということでございます。広報紙に子どもたちや高齢者まで世代を越えて学んだり、交流するページを設定してはどうかというご趣旨のご質問だと感じております。その中でも、先ほど議員申されました町の様々な歴史や伝承などを連載して、高齢者と子どもたちの交流ツールにしてはどうかという点につきましては、大変意義のあるものと感じております。定期的な連載等は、記事の都合等もあり厳しいものがありますが、随時この点、掲載してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長(和田 善臣議員)

今奈良議員。

10番(今奈良幸子議員)

せっかく発信しても読んでいただかなければ意味がありません。毎回同じパターンではなく、その月ならではのコーナーや、親世代、祖父母世代が分かる忠岡町の内容を盛り込むことで、小さいうちから大人になっても自然と手に取るような住民目線の新たな仕掛けをしてみたいかと思ひ、提案いたしました。

次に、2番のLINEについてに移ります。令和2年7月より忠岡町LINE公式アカウントを開設いただき、手軽に忠岡町の情報を入手できるようになっているというお声も頂いております。感謝しております。現在、コロナウイルスのワクチン接種の情報発信が重要なことは存じ上げていますが、ぜひとも子育て情報がすぐに調べられ、発見しやすい仕組み、例えばメニューボタンの1つに子育てを入れていただき、重要なホームページのリンクに飛ぶという形などをつくっていただけないでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

LINEについてのご意見、ご質問だと感じております。LINEでの配信につきましては、現在、基本的には住民の生命、財産に関わることを最優先に、動画での町長の配信も含めて取り組んでいるところでございます。

議員が申されますLINEのいわゆるボタンというんですか、リッチメニューというボタンなんですけど、そちらのほうに子育て関係、直接リンクを張れるボタンをつくってはどうかということだと思います。現在、最大6こまのメニュー設定ができるようになっております。現在、ホームページ、防災、ごみで、それぞれ1つずつ3こま、そしてコロナ対応としてワクチンの予約等で3こま、計6こま全てを充てている状況であります。

LINEの自治体サービスの利用規定上、新たなリッチメニューの設定はできないということですが、ただ、子育て・教育関係は忠岡町の重要施策の1つでありますので、コロナの今後の状況を鑑みながら、空きができた時点で改めて設定を考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

いろいろな調査をされながらの発信をされていると思うのですが、少しずつでも良い方向へ進んでいけるように、今後ともよろしく願いいたします。

ほかの自治体では、母子手帳アプリである「母子モ」や子育てモバイルの「ミラボ」や自治体独自のものを開発しておりますが、忠岡町ではそのようなものを取り入れる方向性を考えていらっしゃいますか。

小学校、中学校はschoolweb.ne.jpでホームページがあります。保育園、幼稚園では、チューリップ保育園、ピープル忠岡チャイルドスクールは、大阪よい子ネットで情報が入

手できますが、東忠岡幼稚園は園だよりのみ、忠岡保育所は園だよりも見ることはできません。また、小学校のウェブサイトの更新は頻度が低いというお声も頂いております。もっと自分の子どもたちが通う園が身近に感じられるような情報発信をして、行きたくなるように持って行ってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘のとおり、現状におきましては、小・中学校につきましては各校独自のホームページがございます。それで、保護者等に対しまして情報発信のほうを行っております。また、チューリップ保育園並びにピープル忠岡チャイルドスクールの民間の就学前施設につきましても、独自のホームページを立ち上げて情報発信のほうを行っております。しかしながら、公立の幼稚園、保育所につきましては、職員体制の問題など様々な要因がございます。現状では独自のホームページでの情報発信につきましましてはできていないところでございます。しかしながら、情報発信の必要性につきましては、教育委員会としましても非常に大切なものであるというふうに考えておるところでございます。

今後、こども園開園に合わせまして独自のホームページを立ち上げて、積極的な情報発信を行ってまいりたいというふうに検討しておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。あるママさんと話している中で気づいたのですが、幼稚園、保育所、認定こども園の違いを知らない方もいらっしゃると思いますので、そのような情報発信もしていく必要があるのではないかと思います。現在、自分の目、耳でしっかり調べずに、人から聞いた情報を何となく聞いて判断し、しっかり分かっていないまま行動している方が多いように感じます。そのためにも自治体が正確な情報を流し、自分にとってどうすることが必要なのか自己判断をすることができるような支援が大切だと思いますので、ご検討いただければ幸いです。

続きまして、3番の役場1階のチラシ、パンフレットについてお尋ねします。役場の玄関に入って左手に多くのチラシやパンフレットが並んで置かれています。また、1階のトイレの近くの壁には広告などの貼り紙がございます。カテゴリーごとにまとまっている一方、必要なものがすぐに見つけられるとは言い切れず、また掲載期限が切れているものも置かれています。お忙しいと思いますが、日々の目視確認をしつつ、一目で分かるような工夫をしていくと、もっと必要な方に情報が届くのではないかと考えます。例えば、大きく横や上にイラストや文字を貼っておくだけでも見やすくなり、並べ方も同じチラシは

ゴムでとめる、クリアファイルに入れるなど工夫をすれば、違った並べ方ができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

庁舎内の掲示物やチラシ、あるいはパンフレットをもっと見やすくという点につきましては、現在、各課が所管する中で常に住民の皆様方がお気軽に手にできるような工夫をしているところですが、議員申されますように、より手に取っていただける工夫はないか、この点も議員申された点も参考にしてみたいと考えてございます。

また、先ほど議員申されましたポスター、チラシの掲示について、既に期間が過ぎているにもかかわらず掲示あるいは設置されているとのご指摘につきましては、庁舎所管の総務課も通じまして、改めて各課に通知をしてみたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

大切な資源を使って作られたパンフレットでありますので、多くの方の知識として届けていくことが望ましいと考えます。少しばかり工夫を考えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

あと、役場の入り口は役場の顔とも言えます。3月まで体温を測り、アルコール消毒をしていただける方がいたとき、公衆電話がどこにあるか分からずに困っている方がいらっしゃって、その職員の方が私に声をかけ、公衆電話まで案内することができました。そのときに感じたのが、どこのお店に行ったときも案内係やサービスステーションがあります。役場の電話対応でも、どちらにご用件ですかとお尋ねするように、困った方がすぐに声をかけやすいような担当配置を進めることで、町役場らしいアットホームさの提供につながると考えます。新しい方を雇用することが難しい場合は、職員の方々が順番ですることも可能です。職員の方々は日々の業務で忙しいと思いますが、1日1時間から始まるなどやり方はいろいろあります。案内係をするとすると、役場の中のことをある程度知っておかなければいけないので大変ですが、多くの発見もあります。住民目線のサービス拡大にさらにご尽力願いたく思います。

私も幼稚園教諭の仕事をしているとき、自分のクラス以外にもバスや徒歩コースなどでいろいろな子どもたちと関わるので、ほかのクラスのこと、子どもたちのことを少しは理解しておりました。役場のお仕事も組織であり、連携していく必要があると思いますので、視野を広げることは良いきっかけづくりになるのではないのでしょうか。一度前向きに考えていただけますと幸いです。お願いします。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

大変有意義なご意見を賜り、ありがとうございます。1階での庁舎案内の人員の配置につきましては、過去より財政健全化の観点から廃止しているところでございます。また、議員申されました職員が輪番で担当するという点につきましては、各課、増大する業務への支障が出ることから、現在、大変厳しいものではないかと感じております。カウンターに現在、内線電話を置いておりますが、改めて見やすいように、案内板等を立てるなどして対応してまいりたいと考えております。

なお、議員のご質問の件に関連すると存じますが、杉原町長就任時に、町長より来庁される方に各課への案内をもっと分かりやすくするために、1階フロア床に色別による課への案内動線をつくってはどうかとともに、課の看板、各課ごとに色を決めまして、課の上に色で表示すると、そのようにするよう指示があったところです。ただ、現在、1階フロアはコロナ対策ということで一方通行という形になってございまして、いまだちょっと実現はなってございませんが、この状況が解消次第、取り組んでまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。内線電話があることは存じ上げておりますが、分かりにくかったので、住民の方が気軽に使用できるような看板をつくっていただけたらと思います。ですが、やはり人がいてくださるほうが対応力が違い、温かさが違います。現在、私も朝に通学路で子ども安全見守りをし、子どもたちと挨拶をする中でも、多くの気づきを頂いております。笑顔で声をかけていただけたら元気をもらえますので、少しずつでも前向きに考えていただきたいです。

続いての項目、教育に参ります。幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校の子どもたちのマスクについてであります。大阪府高槻市立の小学校で、今年の2月、当時小学校5年生の児童が体育の授業で、持久走中に倒れ、亡くなったというニュースが5月に流れました。その児童は、新型コロナウイルス対策でマスクを着用したまま走った可能性があると言われております。文部科学省は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを2020年5月22日に作成されておりますが、自分たちの子どもたちが通う学校、幼稚園、保育園、こども園では、子どもたちのマスクはどのようにされているのか気になっている方が増えております。ぜひ忠岡町でのマスク着用に対する方針やお考えについてお教えてください。よろしく申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

まずは、就学前の子どもたちのマスク着用でございますが、厚生労働省の保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&Aについてにあるようにですね、2歳未満では息苦しさや体調不良を訴えることで、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、マスクの着用は推奨されておられません。2歳以上であっても子どもの状況を十分に把握した上で、無理して着用はさせずに外すようにしてくださいというふうになっております。

こういったことから、本町におきましては0・1・2歳児につきましてはマスクを着用させておりませんが、3・4・5歳児につきましては、屋内では原則マスクを着用するように指導しております。ただし、給食時につきましてはマスクを外しておりますので、飛散防止対策としまして、一方向を向いてしゃべらずに食事をするように指導しております。また、対面で食事をする場合につきましては、パーティションを設置することなどで対応しております。屋外での活動の際には、熱中症予防という観点からもマスクは外して遊ばせるように指導しております。

続きまして、小・中学校につきましてはですけども、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、及び大阪府教育長の学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づきまして、新型コロナウイルス感染症予防対策として保護者の理解の下、原則マスクを着用して教育活動を行っております。なお、体育の授業中につきましては、マスクの着用は必要ない旨を児童・生徒や保護者に周知しておりますが、感染への懸念よりマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を認めております。ただし、小学校におきましては、走る、体を激しく動かすなどの負荷の強い運動を行う場合は、熱中症などの健康被害が発生するおそれもあるため、激しい運動をするのでマスクは外してくださいと、教員の指導を行っております。この場合も、先ほど申し上げたとおり、児童の心情には十分配慮しております。

また、小学校での休み時間の運動場での外遊びについても、気温、湿度や暑さ指数が高い時期には、熱中症予防の観点から基本的にマスクを外すよう教員が指導を行っております。ただし、体育の授業中と同じく、児童が感染への懸念からマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を認めております。

中学校におきましても小学校と同様の指導を実施しておりますが、その発達段階から生徒の自己管理が求められる場面もあり、日頃から安全への自覚が醸成されるよう指導しております。

小・中学校ともに給食時につきましてはマスクを外して食事をしますので、一方向を向いてしゃべらずに食べるということを指導しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。コロナ禍での保育、教育は、いつも以上に気配り、目配り、心配りが必要であり、先生方は大変だと思います。ですが、一人一人大切な命なので、守るべきところは守ることを徹底していただき、家庭との連携もしっかりとりながら対応していただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、最後の項目である福祉に参ります。今回、女性特有の悩みにもあります生理の貧困について取り上げたいと考えておりましたが、小島みゆき議員とかぶっているところが多く、1点のみお聞きしたいと思います。

災害備蓄品がなくなり次第終了とのことですが、住民の方々の要望、ニーズがある場合は、ほかの措置を考えて継続していただくことは可能でしょうか、お願いします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

活用できるような制度があれば活用したいと思っておりますので、また検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。柔軟な措置をよろしくお願いいたします。

続きまして、2番の居場所づくり、生きがいくりにについてお尋ねいたします。

まず、生きがいくりにについて考えたいと思います。世界保健機関（WHO）が定義している「健康とは」ですが、定訳としてこう述べられています。健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病、または病弱の存在しないことではない。到達し得る最高基準の健康を共有することは、人種、宗教、政治的信念、または経済的もしくは社会的条件の差別なしに、万人の有する基本的な権利の1つである。全ての人民の健康は、平和と安全を達成する基礎であり、個人と国家の完全な協力に依存するという言葉です。

現在、健康と当てはまる方はどれだけいるのでしょうか。平成22年の厚生労働省の資料によりますと、平均寿命は男性が79.55歳、女性が86.30歳、健康寿命は男性が70.42歳、女性が73.62歳であり、その差は男性が9.13歳、女性が12.68歳となっております。健康な状態で過ごせてない年数が10年前後あることが分かり

ます。健康の場合は、生きがいがづくりを見つけやすいと思いますが、健康ではない中でどのような生きがいがづくりができるのでしょうか。それは考え方、意識によって変わってくると考えています。

多くの方々は、行動ができなくなった、何かをできなくなったこと、誰からも求められなくなったら自分は生きている意味がない、必要がないと感じています。これは高齢世代だけではなく、若い世代でも同じことが言えます。思考を変えるには、自分の周りの環境を変えること、イコール自分と違った価値観、考え方を持っている方と出会うことです。そのためには、人とつながることができる居場所、コミュニティづくりが大切であり、必要になってくるのではないのでしょうか。

町長の施政方針でも、「住民が主体となったまちづくり活動の促進及び協働のまちづくりについては、地域でのふれあいや連帯感を高め、日常的に助け合い支え合うことができるコミュニティの形成が重要である」と述べられております。人とのつながりが希薄化しているからこそ、いろいろな世代との関わり、他者との関わりを持つことが必要ではないのでしょうか。町では、このような居場所、コミュニティ、生きがいがづくりについてどのように考えているのか、どのように進めていくのか、お伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町におきましては、1世帯当たりの人員は減少しており、援助を必要とする世帯が増加し、また、近所の方との付き合いがないといった方もおられます。居場所があるということは、地域社会との関わりを深め、健康や活力を維持し、また、趣味や地域活動への関心を高めることができ、生きがいにもつながるものと考えます。居場所づくりの前に、地域でどのような活動を行っているのか、また、地域での行事等に関する情報を提供していくことも必要と思っております。

そのためには、それぞれの地域でご近所付き合いを通じた見守りや協力者の育成、イベント参加への声かけなどが必要であり、住民同士が地域で活動する場所を確保するため、身近な地区集会所等を活用した交流の機会など住民が利用しやすい環境の整備も必要と考えます。身近な場所で役割があり、情報交換や相談のできる場づくりができるように、社会福祉協議会と連携し、取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。第4次忠岡町地域福祉計画地域福祉活動計画のアンケートに、

住民同士が支え合い、助け合い、行う活動を活発にすること、住民が福祉に関心を持ち、福祉のまちづくりの一員であることを理解し、意識すること、住民が地域で暮らす様々な立場の人の問題をもっと知ることが書かれております。ぜひとも情報発信をするとともに、このようなことができるようになるためにも、人と人とが身近につながる居場所、コミュニティづくりが必要だと感じます。ぜひとも社会福祉協議会と連携して、確実に一步一步前へ進めていただきたいと思いますようよろしくお願いいたします。

ということで、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

大阪維新の会の前川でございます。今回から、この一般質問と、そして議案の審議、それぞれ日を設けて開催されるということになりました。その一般質問も、議長以外の全員が行うということで、町議会始まって以来のことじゃないのかなというふうに思っております。そういう意味では、議会も変わってまいりました。いいように変えていくという流れは止めることなくしていきたいなというふうに思っております。

それでは、一般質問させていただきたいと思いますが、今回の一般質問でも複数の議員からコロナに関するたくさんの質問がなされ、私以降にもされる予定です。私は、今回はコロナ関連の質問はしませんが、ワクチン接種、集団接種で土・日出勤されている職員の皆さん、医療従事者、福祉に携わる皆さんには、改めて感謝と敬意を表する次第です。

そして、20日で緊急事態宣言が解除となり、翌日からまん防の措置が取られる見込みということで、ちょうどこの後、2時から開催される大阪府のコロナ対策会議で詳細が決定されるということですが、先般からちょっと気になるニュースで、町村の扱いについて大変気になる話もありますので、この点は注視をしていただいて、町として適切に対処させていただきたいというふうに思っております。

それでは、質問に入ります。まずは、公共施設のLED化についてです。

平成28年に閣議決定がなされました地球温暖化対策計画では、高効率な省エネルギー機器の普及として、LEDなどの高効率照明が2030年までにストック100%を目指して推進するように策定されています。当時は安倍内閣でしたが、現菅内閣におきまして

も、2050年カーボンニュートラル、これ、三宅さんも触れましたけども、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すと言われており、LEDなどの高効率照明は地球温暖化対策の非常に重要なものとして位置づけられていると考えます。

本町でも、このシビックセンターを初め多くの公共施設で既存照明を高効率なLEDにしていくことで、温室効果ガスを減らし、また電気代の節約にもつながって、環境面だけでなく財政の面からも早急に取り組むべきであると考えておりますが、そこでまずは本町の公共施設におけるLED化への取組についてお聞かせください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

公共施設のLED化ということでございますが、今年度から公共施設の空調や照明を含めて更新するESCO事業というものの検討を始めております。ESCO事業とは、民間の資金やノウハウを活用して、既存公共施設等を改修し、省エネルギー化による光熱水費の削減分や国の補助金で改修工事にかかる経費等を償還し、残余を町とESCO事業者の利益とする事業であります。本事業で実施することにより、環境にも配慮した上で財政面でも初期導入コストを軽減しながら平準化できるという大変魅力ある制度であると考えております。

現在、シビックセンター、消防署、文化会館の施設担当課及び関係各課から若手職員を1名ずつ選抜し、ESCO事業導入検討チームを立ち上げ、検討を始めたところでございます。それぞれが通常業務を抱える中での検討となりますが、その中で照明のLED化も検討してまいりたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

LED化ということで質問したんですけども、空調も含めたESCO事業での検討を開始するということでした。ESCO事業は、省エネルギーを達成するための1つの手法です。削減できた光熱費の中から、導入にかかる費用をサービス料として支払う事業であると思います。しかし、聞くところによると、ESCOが適している省エネ事業と、そうでない事業があるようで、特に空調には向いていて、照明にはESCOは向いていないというふうに聞いております。

空調は省エネ事業において事業者独自のノウハウがあり、保証料を支払い、技術提供を受ける価値がある場合もあるかと思えます。しかし、照明に関しては、電気代を決める要素が、使用している点灯時間だけということになります。事業者のノウハウで点灯時間を

短くすることや、独自の省エネを実現することができない事業であり、保証料を支払うことがちょっと無駄な事業であると言えませんか。言うならば、保証料を払う払わないにかかわらず削減金額は変わらない。一般的に保証料には事業費の3割ぐらいの費用がかかるものと聞いております。これは無駄な経費であり、その背景から全国的にも照明のLED化については、ESCOではなく、ESCO事業から保証サービスをなくしたリースでの導入が主流となっているようです。公共施設のLED化というのは、CO2やコストの削減面において急務な事業であり、ぜひ積極的に進めていただければなというふうに思いますが、検討の際には、ぜひともESCOではなくリースでの導入を検討していただければというふうに思っております。

また、大阪府内でも同様のESCO入札において、参加事業者の少なさから応札結果も高止まりする傾向があるようです。最近では、箕面市の本庁舎の空調、照明のESCO入札においても、2社だけの応札で、1社は予定価格100%、もう1社は予定価格の99.89%という結果も出ており、導入に関する必要の高さにも懸念があるところです。これから検討を開始するということですが、無駄な経費がかからない導入方法を選んでいただきたいなというふうに思うんですけども、公室長、お願いできますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

検討する中で、空調のみにするのか、またLEDを含めてするのか、事業効果も含めまして、今後より効果的な事業となるよう検討してまいりたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ぜひよろしく願いいたします。

続きましては、ふるさと納税の利便性の向上について移ります。私の次に質問される松井議員もふるさと納税に関して質問を予定されているということですので、かぶらないように違ったポイントの質問をさせていただきたいと思います。

利便性の向上ということですが、これは具体的にはふるさと納税ワンストップ特例制度についてです。確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。見ていただくのが一番いいかなと思って、担当部長と町長にこれをお渡ししておりますけども、申請するときを使うこの折り紙みたいな、折り紙式封筒ですね、これを寄附をしていただく人の立場に立って、頂いて感謝してますよという観点で、もうちょっと使いやすいものにしてはどう

かなというご提案を申し上げたいと思います。担当部長、お願いします。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

ふるさと忠岡応援寄附金をご寄附いただいた方には、委託業者よりワンストップ特例に係る書類が郵送されます。その郵送物の中に申請書を忠岡町へ郵送するための封筒が封入されていますが、その封筒は自作しなければならず、納税者に一手間お願いすることとなっております。また、完成した封筒はサイズが小ぶりのため、申請書を封入する際、少し手間取る場合があると思います。

今回ご質問いただいた自作封筒への対応につきましては、サイズを少し大きくできないか、こちらで用意した封筒を使ってもらえるかを確認いたします。また、すぐに対応できるものは実施してまいりたいと考えております。少しお時間を頂くことになるかと思いますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。納税者の利便性向上へ向けて改善できることは、積極的に改善してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ぜひ利便性、寄附をしていただく側の立場に立って改善していただけたらなあというふうに思っています。

そして、続いて同じく利便性、寄附者の寄附をしていただく側の立場からということで質問したいんですけども、3月の代表質問において、ふるさと納税の質問を私しております。内容はふるさと納税をしていただいた方が選べる税の使い道について、本町では住民の福祉に関する事業、公共施設の整備事業、そしてそれら以外の施策全般と3項目しかないというものでした。この3項目しかないというのは、近隣市と比較して極めて少ない。そこで、項目の追加や修正を検討されてはどうでしょうかということでお尋ねしまして、前向きに調査研究をしますというふうに公室長からご答弁を頂いておりました。

その後、現在のふるさと寄附金の使い道の3つ目、町の施策全般に教育という文言を新たに追加して、「教育、その他施策全般」というふうにするのと伺っております。ということは、項目数、選択数は果たして増えたのかなというふうに思っています。教育と施策全般、これで1つであるならば、教育について使ってほしいなという方、あるいは施策全般について使ってほしいなという方の意思をきっちり受け止めて、そしてそれらにきちんと使われるのかどうかと。教育に思いがあるのに全般のほうに使われてしまうと。逆に、全般にあってほしいなと思っている方が教育だけに使われてしまうようなことになるんじゃないのかなということで、仕組みをきちんと構築をしていただきたいなというふうに思

ってます。これらが区分されなければ、寄附をしていただいた方の思いを台なしにしてしまうことになるんじゃないのかなということで、今回のこの変更は、寄附をしていただいた方の思いを受け止めることができる仕組みなのか、公室長にお答えいただきたいというふうに思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

項目の中に教育の関連の部分を含めまして、今後新たに追加という形で考えております。教育の事業を実施できるように必要な措置はしていきたいというふうには考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

一緒に財布にもう入ってしまうというふうに思います。であれば、そこらいかにか教育のほうに引っ張ってくるというのは、庁舎内の力学が作用することかなというふうに思うんですけども、教育長、そこで教育長にご答弁いただきたいんですけども、そういうような制度変更の中、教育長の思いですね、ちょっとお聞かせいただけたらなというふうに思ってます。エールを送る意味で、お願いします。

議長（和田 善臣議員）

富本教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員からお尋ねがございました。私といたしましては、使い道の中に教育が入るということは今までなかったことで、その部分は非常にありがたいなという思いはしております。一方、他市町村から忠岡町へ納税していただく皆さん方のその思い、尊い思いというものを、教育に対してそういう思いをもたらした方、それからその他の方、その辺の部分は確かにご指摘のとおり見えにくいところもあるのかなというふうに感じているところでございます。

ただ、いずれにしましても、忠岡町あつての忠岡町教育委員会であるのも事実でございます。その辺、他市町村の貴重な、熱い思いの納税者の皆さん方にどう応えるかというのを、内部で今後また調整していく必要があるかなというふうに感じております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

教育長、ありがとうございます。おっしゃることも分かるんです。公室長のおっしゃることももちろん分かるんですけども、あくまでもこっち側の、いただく側の立場に立っているのかなというふうに思いますので、ぜひ希望していただく側の、利用者の立場に立って、ホームページにも書かれていますしね、「熱い思いを受け止めて生かしてまいります」ということがきっちり明記されていますので、そういうふうに運用ができるようにしていただきたいなというふうに思います。

それでは、続いての質問項目に移ります。職員さんの派遣についてです。この項目と次の質問項目の意図は、組織の活性化という観点でしたいなと思っています。この忠岡町役場の組織を住民の皆さんのために働けるように運営していくのであれば、常に組織を活性化させていかねばならないというふうに考えます。その方策というのは数はあれど、人事というものがその最たるものなのかなというふうに思います。

そこで、昨年の秋の町長選挙のときに、町長、一緒になって考えましたね。副町長職を復活させましょうということで、この忠岡町も選挙区に含みます大橋一功元府議会議長と相談しながら人選にも入って、そして井上副町長にお越しいただいたと。この議会でも人事案が可決されたということで、外部から活力、違った視点を持つ方に入っていて、現在ご活躍を頂いているところです。

井上副町長は議会の同意人事なので、この質問には該当しないのですが、大阪府への出向といいますか派遣をしている職員さんが、昨年度末でこちらに忠岡に帰ってきて、現在秘書課でばりばり、その経験を生かして勤務していただいているところです。そして、入れ替わりで、今度は女性の職員さんが派遣されて、現在研さんを積んでいるところと伺っておりますけども、行き先は市町村課ということです。一番この忠岡みたいな基礎自治体に密接なセクションなので、市町村課への派遣というのは分かるんですけども、今後もう数名、市町村課とは違う部局への派遣なんていうのも、お考えはないでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現在、大阪府市町村課のほうに研修生として1名、派遣させていただいております。まず、大阪府と市町村は密接な関係にございます。その大阪府へ研修生として行くことによって、職務の能力アップ、今後も継続して町として続けていきたいというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

リボルビングドアという人事システムがありますよね。さすがに、これを目指せとまでは言わないまでも、常に組織を出たり入ったりして、組織の人流をつくるというのは非常に意義のあることだというふうに思っています。人を血に置き換えて言うのであれば血行がいと、体も健康だというような感じですね。そこで、その派遣、出すだけじゃなくて、逆に受け入れるということも考えてみてはどうかというふうに思います。

この忠岡のお隣、岸和田市では副市長に農水省から、そして部長職に経産省からと、国の機関から職員さんが来ております。副市長というのは井上副町長と同じく同意人事なので、少し違うんですけども、一般職の部長も受け入れているということです。これも我が党の遠藤敬代議員が各省に掛け合って実現した人事なんですけれども、ちなみに、この大阪府というのは農水省との何とかアンダーで話のできるパイプというのが今までなかったみたいです。その農水省から来た岸和田市の副市長は、単に副市長ということだけではなくて、大阪府と農水省をつなぐ役割を今担っていると。近畿農政局とはまた違う働きをされているということで、井上副町長の元直属の上司だった方ですね。山口副知事も今現在、大変お喜びになっているというふうに伺いました。

そこで、杉原町長にもこういうラインといいますかパイプは本当に太く太くありますんで、大阪府や、あるいは国から来てもらう、招聘すると。もしくはうちの若い職員さんを出向させるということも検討をし始めてみてはどうかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

今、お尋ねのところでございます。そのパイプ、当然フル活用したいという思いはございますけれども、今、現時点で忠岡町が持っている諸課題の問題、それを国とパイプをつないで直結できるような事業等々があった場合には、そのときには速やかにそういうパイプ役の代議員等々、近隣の府議会先生方とご相談しながら、速やかにそういう方法で人事のほうを作成したいと思えます。

今、現時点では早急ということにはいきませんので、今は取りあえず限られた人数の職員の中で、限られた数といえば、取りあえず今回も女性の方が総務課のほうに行っていると。府に派遣しているということでございます。そういう人のキャッチボール以外にということで、国のほうも考え、視野の中には入ってますけれど、今、現時点ではそういうことではちょっと今の事業とは結びつきがございませんので、ちょっと考えさせていただきます。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

分かりました。もちろんそうですね。単に来てもらう、もしくはこっちから出向させると、単にそういうことではなくて、何か短期集中型で、「〇〇のこの分野に取り組みたい」と、「これこれに力を注ぎたいんや」というような目標設定がないと、こういう人事も非常に意味がないので、そういう人事をてこにして特定の政策を推進させるというような考えに至った場合は、またぜひ町長、一緒になってこれ考えていきましょう。

それでは、最後の質問項目に移ります。インターンシップ制度についてです。

これも今年の3月の代表質問で質問しようかなと思い、準備してたんですけども、当時は時間切れとなって、また次の議会でしようかなと思っておりましたけども、この今回の6月議会の一般質問の通告をした直後、本当にこれ、時間を見ると直後なんですけども、本町のホームページにこのインターンシップしますよという実施要綱がアップされていて、驚きと、質問どうしようかなというふうに一瞬思った次第です。これも去年の9月議会で導入の提案をさせていただいて、そして10月の町長選挙でも公約に盛り込んで、そしてついに今回ようやく目の見ることになったなど。この議会の質問と選挙を経てようやく形になったというのは、本当に議員冥利に尽きることであり、大変うれしく思っています。

そこで質問なんですけども、ホームページに書かれてることを質問しても意味がないので、書かれていないことを質問したいと思うんですけども、これは導入に当たっての産みの苦しみといいますか、このぶち当たった課題、そして解決したからこそこれが今回実現するんですけども、それをどうクリアしたかという部分についてお答えいただけませんか、公室長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ご答弁させていただきます。

導入における産みの苦勞とのことですが、本制度は学生が就職先を決める前に公務員の業務を経験いただき、最終的に本町の採用試験を受けていただければと考えております。インターン制度を受け入れる側にとって注意すべきことは、単なる職員の補助的な役割に終わり、失望させるようなことがあってはいけないと考えております。そういったことから受入れテーマの検討に苦慮したところでございます。

いずれにしましても本年度から初めて導入する制度でございますので、まず本町を知っていただき、今後検討を重ね、優秀な人材確保につながるような制度にしていきたいと考

えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

本当にいろいろご検討いただいたんだなというふうに思ってます。やはり受け入れていただく担当課、今回は3つの課が受入れ先として設定されていますけども、その指導教官といいますか、受け入れる側の職員さんの理解と認識の高さが、このインターンシップの鍵を握っているというふうに思ってます。

私の思うこの取組はですね、今公室長がおっしゃったこともそうなんですけども、別に本町職員の採用に結びつけたいという取組だけではなくて、まずは社会の公器、公の器の公器としての役割、ある程度の規模の企業はみんな実施されてると思うんですけども、そういう意味での必要性と、これもまた外部の風というんですかね、新鮮で斬新な考えを入れると、触れると。そしてまたその外部の目にこの組織も役場もさらされるという、いい意味でさらされるですね、いい機会ではないかなということで、今回このインターンシップを先般から提案させていただいておりました。

そこで3点、ちょっと細かな運用について質問をしたいと思います。公室長、よろしくをお願いします。

まず、本町のホームページに募集要項が発表されて募集されてるわけなんですけども、これをインターンシップの専門サイトとか、もしくは対象となる大学に直接アプローチをかけているのかどうか。要は募集の集め方ですね。本町のホームページにアップしているかどうか否か。

2つ目、就労体験をされる学生さんには万が一、保険に加入してもらおうというのが通常です。本町の募集要項にもその旨の記載がありました。これは学生さん独自で探して入ってもらうのか、本町からきちんと導いて入ってもらうのか、なかなか学生さんに「保険、探して入っておいてね」って丸投げするのはちょっと酷かなというふうにも思っています。

3つ目、募集要項では7月30日が募集の締切りで、8月の頭から9月末までの、それぞれの課が定める5日間というふうにありますけども、締めとスタートの間がかなり短い場合もあるのかなというふうに思うのですけども、これ対応できるんでしょうか。

その3点、公室長、お願いします。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

募集につきましては就職サイトですね、そちらのほうと、うちのホームページ、また大学のほうにも少しアプローチをかけさせているところでございます。

2点目の質問の学生の保険でございますけども、こちらにつきましては役場では案内しておらず、大学の就職課等で案内していただくということになります。

それで、締切りからスタートが短いというところでございますけども、他市町村とは違い、本町では学生の希望日時も伺いながら日程を決定しようと考えております。7月末受付で8月スタートも可能と考えておるところでございます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。本当にいろいろ取組をしていただいているんだなというふうに思います。本当に手探り、まだ手探りの段階だと思いますんで、これから運用して、もっともっといろんな部分、改善していただきたいなというふうに思います。

これも町長、お待たせしました。これも町長選挙で掲げてたことやと思いますので、ようやく実現するに当たっての、どういうふうに学生、どんな学生に来てもらいたいかと。学生をどう育てたいかという思いをちょっと町長、お願いできますか。

議長（和田 善臣議員）

もう時間がないので、この町長の答弁によって終了します。町長。

町長（杉原 健士町長）

大変難しい、インターンシップ制度、難しいと思いますけども、あまり高望みをせずに考えていきたいと。先ほど答弁にもございましたように、単なる補助的な役割とかアルバイト的な形でこの制度をするものではないというのは、副町長ともどもいろいろそういうことを言ってまいりました。その中において、限りある時間の中で人材育成、またいい人を選ぶ等々ということは非常に難しいと思うんですけれども、今、現に職員採用のときに困っていることというのは、まず、公務員が最後の安住の地の職場ではないということを僕、就任以来発見しました。

というのは、途中で辞めていく方、また、ちょっと心の悩みの方とかいうように、職場内のトラブルと言ったらいいんですか、ちょっといろんな、そういう意味のクラスターですか、というのが発生したりします。その中において面接等々での人事のほうでも苦慮しております。

その中で、まだインターンシップで、例えば限られた方々が我々忠岡町の職場において来ていただいた場合は、面接よりも長い時間その人と接するというふうなことも1つのチャンスじゃないかということで、忠岡町の魅力あるところを、職員がその若い子を育てていく、また指導していくところで互いの相互理解と、またその中で生まれるコミュニケーションの中で人材育成、またやっていきたいというところでございます。

何といたっても初めてのことですが、たまたま近隣、我々忠岡町にもそういう有能な学生の、大学職員で営業の方々が運よくおりまして、その方々ともいろいろ面接させていただ

いています。その中においてこのインターンシップ制度が最初からロケットスタートでうまいこといけることを望みながら頑張りたいと思いますので、期待と、半分また不安もありますけれども、ひとつよろしくお願いします。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

無所属なだ会、松井です。一般質問をいたします。よろしくお願いいいたします。前川議員、ご配慮ありがとうございました。

ふるさと忠岡応援寄附金についてお伺いいたします。平成21年から始まったふるさと忠岡応援寄附金は、令和2年度末には総額5億円という大きな金額になりました。また、直近3年間におきましては、年間1億円を超える寄附が寄せられています。

そこで忠岡町は、全国の皆さんから寄せられた応援寄附金をどのように使ってきたのか。忠岡町のホームページを見てみますと、「高月の向井田公園の遊具整備に206万円を使用した」としか載ってません。その他はどうなっておりますでしょうか。

で、今後はどのように使う予定でしょうか。決まっておれば事業名や金額など具体的にお答えください。

そして、応援寄附金は現在、基金内に幾ら残っておりますでしょうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

高月向井田公園の遊具更新工事事業のほか、同じく愛の福祉基金を活用しまして令和2年度において、緑水園遊具更新事業に189万8,000円、西区ふれあい公園整備事業に991万9,000円を活用させていただきました。

2点目のご質問でございますが、どのように活用していくのかというところでございま

すけども、ふるさと忠岡応援寄附金を原資として積み立てた基金のうち、現時点で活用が決まっていますのは愛の福祉基金のみとなっております。今年度から着工しております東忠岡認定こども園整備事業における各年度の国費、地方債を除いた町一般財源部分としまして、令和3年度で1,550万円、令和4年度で4,710万円、令和5年度で1,390万円を活用いたします。そのほか、令和3年度におきまして児童遊園遊具等改修事業に200万円、都市公園遊具等改修事業に260万円、また、今回の議会に上程させていただきませんが、西区ふれあい公園整備事業に1,190万円を活用する予定としております。

3番目の質問ですが、寄附金はどのように管理しているのかというご質問でございますけれども、財政調整基金が4億3,622万8,000円、愛の福祉基金が2億4,357万5,000円、公共施設整備基金が8,359万6,000円となっております、各基金ごとに管理しているところでございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

すみません。今、財調が4億6,000万円、愛福が2億4,000万円、公共施設が8,300万円とお聞きしたんですが、これ、基金残高ですよ。この中の寄附金の額というのは分かりませんか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今、私が答弁させていただいたのは寄附金の額でございます。

7番（松井 匡仁議員）

寄附金の額。

町長公室（立花 武彦公室長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

よろしいですか、松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

分かりました。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。基金の創設についての質問をさせていた

だきます。

本町はふるさと応援寄附金を財政調整基金、今お聞きしましたんですけれども、財政調整基金と愛の福祉基金、公共施設整備基金へと繰り入れて管理しているとのことでした。しかし、財政調整基金などはほかの繰入金なんかと一緒にになってしまい、寄附金との区別がつかなくなってしまっております。また、返礼品経費や返礼品発送業務委託料などは一般会計から支払われているため、各基金の中の幾らが寄附金で、幾らが税金なのかが分かりにくくなっております。

また、忠岡町は、令和元年度の決算で、単年度収支で5,200万円の赤字でした。そこで財政調整基金から9,000万円を取り崩して収支調整を行っての黒字決算でした。しかし、令和元年度のふるさと応援寄附金に係る経費が1億円、一般会計から支出されており、この経費を財政調整基金もしくは各基金を取り崩して払っておれば、最終的には収支調整を行う必要がなかったのではないかと思います、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ふるさと忠岡応援寄附金に係る関連経費につきましては、現状はふるさと忠岡応援寄附金要綱に基づき、頂いた寄附金を経費に活用せず一般財源で執行しており、議員仰せのとおり寄附金の一部を関連経費に活用すれば、令和元年度の決算において財政調整基金の取り崩しは行わず執行できたものと考えております。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

そうですね。頂いた寄附金をそのまま返礼品としてお金、お金というか、そこからそのまま返すのは駄目やというのは知ってるんです。

そこで次の質問に入るんですけれども、今後はふるさと応援基金をつくって、必要経費、その他各事業費などが必要なときに、そのふるさと応援基金から取り崩して、財調、愛福、公共基金に入れるようにすれば、これはご寄附くださった方にも、どこで何ぼ使ったというのが基金から出した時点で分かりますので、分かりやすいと思います。また、町民の皆さんも、ほかの繰入金とか税金なんかとごっちゃにならないんで分かりやすいと思うんですけれども、いかがでしょう。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

活用事業や関連経費の見える化につながるのご提案でございますが、各自治体におきまして様々な管理の方法がなされており、今後、忠岡町の寄附金規模や財政規模など様々な観点から、寄附金、関連経費の最適な管理方法を検討し、皆様から頂いた寄附金の公表、使途について分かりやすくホームページにも公開してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

私、今、分かりやすいということだけ申し上げましたんですけれども、もう一つはこれ、ごっちゃになってしまうと何に使ったか分からんというのがあるんで、これは忠岡町の財政基盤を強くするためにもぜひ取り入れていただきたいと思うんです。また、よろしくお願いたします。

それでは最後に1つ、大阪広域水道企業団のホームページに公表された最適配置案についてお伺いたします。

このたび大阪広域水道企業団は、岸和田市が統合の意思を示した場合、経費削減を理由に忠岡町の北出配水場を閉鎖する計画をホームページに掲載しました。しかし、平成29年の忠岡町との統合条件では、北出配水場は機器の更新工事を行い、無人化し、貯水タンクは耐震化を行う約束で統合したはずで、大阪広域水道企業団の経費削減のために忠岡町民の貯水タンクがなくなるのはおかしいと思います。杉原町長、首長会議でぜひ反対してください。そして、統合時の約束を守るように企業団に言っていただけませんか。よろしくお願いたします。

町長（杉原 健士町長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

まず、まだこの私、水道企業団の会議には出席したことはございません。忠岡町の不利益になるようなことにはならないように頑張ってまいります。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。私たちはもう忠岡町と忠岡町民のことを一番に考えたらええんやと思っています。企業団の利益は二の次、三の次やと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。終わります。

議長（和田 善臣議員）

答弁、いいですか。

7番（松井 匡仁議員）

はい、結構です。

議長（和田 善臣議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本英生です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に沿って一般質問を行います。

まず、1つ目の質問です。新型コロナウイルスの国内での初の感染者が発生してから、1年5か月がたちました。昨年4月に最初の緊急事態宣言が発出され、その後も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を繰り返しています。大阪府では、今年に入り2回の緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が発出され、事業者は休業と自粛の繰り返いを余儀なくされています。

そんな中、昨年、忠岡町では、第2次新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、日本政策金融公庫や大阪府の融資制度を利用した際、特別利子補給制度を申請することで、3年間無利子になりますが、それに町独自で追加し2年間の利子補給制度を設けました。また、新型コロナで取引先が倒産した場合に、売掛金等の回収不能による連鎖倒産を防止するための制度である経営セーフティ共済の掛金の一部を補助し、不測の事態にも対応できるような制度も設けていただいております。この2つはいずれも融資を基本とした政策になります。

まず、ここで1点お伺いいたします。実際にこの制度を利用した事業者は、忠岡町内ではどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。産業まちづくり部にお伺いいたします。よろしくをお願いします。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

まず、新型コロナウイルス感染症関連融資につきましては241件です。中小企業倒産防止共済加入補助金、これにつきましては21件、133万円でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

前回の12月議会の中でも、融資に対する忠岡町の認定が必要なんですけども、その際、その時点では200件ぐらいの認定を受けてこられているということをお伺いしております。最終結果として241件、こちらの企業の方が融資を受けられております。また、連鎖防止のほう、経営セーフティ共済のほうについては先ほどご答弁いただきました21件、金額にしたら133万円の助成を今頂いております。

こういった融資制度を利用できる事業者については、今のところ問題なく事業の継続はできていることだと思います。しかし、コロナによる悩みは事業者によって様々であります。事業者の相談は忠岡町には寄せられていると思いますが、その相談は一体どのようなことがありましたか。引き続き産業まちづくり部にお伺いいたします。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

緊急対応融資資金、危機関連では226件、セーフティネットが、4号が70件、5号が10件でございました。こういった融資の分としてはそういうような認定ケースがございます。

相談といたしましては、資金の資金繰り、コロナに関して資金繰りについてちょっと困ってるんやとか、コロナの感染対策はどのようにしていけばいいんだとか、また雇用の維持ですね。それと今回、コロナに対して給付をしなければいけないのかどうか、緊急事態

宣言当初でございましたらそういった相談もいろいろ多々あったということで聞いております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほど答弁いただきました、融資に関しましては4号で4件、5号で10件、あと認定等も含めて226件ということでありました。ほかの事業者からの相談としたら、やはり一番多いのは資金繰りで困っているということ、もう一つは感染を防止するための対策はどのようにしたらいいのか、あとは従業員の雇用ですね。雇用の維持もどうしたらいいのかという相談が多くあったというふうな答弁でした。

私も実際、町の個人事業者の方の話を伺いますと、飲食店の事業者につきましては、補償額の物足りなさや支給の遅れなどがあるものの、持続化給付金なども合わせて、休業・自粛による協力金などの支援がありました。しかし、飲食店以外の事業者は、給付分として、持続化給付金や家賃支援給付金がありますが、飲食店ほど補償は多くありません。今年の緊急事態宣言時に、一時支援金や月次支援金の制度が設けられましたが、事業転換や感染防止対策のための設備品の購入、IT導入などのかかる費用の補助金制度はありましたが、事業者がすぐに対応できる制度が多く、事業者にとってはとてもその補助金を使うのは困難なところであります。事業継続に悩み、「現状をどう耐えていけばいいのか」という声が多数聞かれました。

また、商工会からも聞き取りをしたところ、融資については、昨年の3月から5月にかけて多くの相談が寄せられたそうです。そのとき相談にあった融資の件についても、当時、新型コロナの影響がこれほど長く続くと思っていなかった事業者が多く、必要最低限の融資にとどめた事業者が多いとのことでした。

また、これからの商工会への相談内容としまして、昨年、一たん融資を受けたが、返済時期の延長や融資の借り増しができないかとの問合せが多くなるとの予測もお伺いしました。実際、私が直接聞いた方々の多くの事業者が、この間苦しい思いをしながら事業を継続し、何とか耐えてきている状況であります。

先ほど町に寄せられた相談の件もお伺いしましたが、全ての事業者が忠岡町へ相談するわけではありません。そういった中で忠岡町へ相談を受けた事業者へ対しては、どのようなアドバイスをそのとき行いましたか、答弁よろしくをお願いします。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

事業者に対応する対応につきましては、事業者個々の状況によって違うものでございます。事業主の方に対しましては最も適した対応を心がけるとともに、専門的な見解等ございましたら商工会等関係機関と連携しまして、その事業者に対してよりよいサービスを提供してまいるような形で対応させていただいたということでございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

忠岡町の対応としましたら、まずは個々に相談、話をお伺いして、その後、商工会との連携を取ったり、またよりよいサービスの提供ということで対応させていただいたということでのよろしいですね。分かりました。

続いての項目に移りたいと思います。

私が、以前一般質問で町の答弁として、第3次の臨時交付金が出たときに、町内事業者に対する支援策を検討するとの答弁がありました。先ほど説明がありましたが、独自の利子補給制度や経営セーフティ共済の掛金の一部助成などがありましたが、両方とも既に申請が打ち切られています。

現在、町独自の事業者支援策としては、利子補給があるのみです。しかも、4月25日からの3回目の緊急事態宣言中は、人の動きも抑える要請もありましたので、そこで、国は一時支援金や月次支援金などの支援制度を設けましたが、対象月の売上げが50%以上減少した場合、支給の対象になります。なぜこの制度の必要性があったのでしょうか。国の支援が融資だけで対応できるなら、改めてこの制度をつくる必要はなかったと思います。それだけ現状を何とかしてほしいという声が大きかったからではないでしょうか。

本来なら国が休業や自粛の要請をする以上、売上げが減少した全ての事業者に対し、国の責任で支援を行うべきですが、50%以上減にこだわっています。どれほどの売上げ減がその事業に悪影響を及ぼすかの線引きは確かに難しいところではあります。しかし、事業者から、少しでも売上げが減少すると経営がかなり苦しくなるという声も聞いています。そういった事業者を自治体独自で支援するのが地方自治体の役割だと思います。

国の支援が限定的な以上、国や府の支援を受けられない事業者に対し、町内の事業者維持のための支援が必要かと思います。その点についての検討はいかがでしょうか、ご答弁よろしくお願いします。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

産業振興課では、限られた財源の中ではございますが、コロナ対応の独自施策として、新型コロナウイルス感染症関連融資、利子補給制度、中小企業倒産防止共済加入助成補助金を実施してまいりました。また、3次臨時交付金の活用方法につきましては、8月の臨時議会で上程させていただき予定ではございますが、事業継続計画推進支援事業として町内事業者に対しテレワークに必要な機器購入、備蓄食糧、防災用品等の購入を助成させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほど第3次補正の中で、中小企業に対してテレワーク機器の導入、防災備蓄品の購入に対しての様々な補助金ということでお話がありました。そういった事業者というのは今のところまだ計画段階だとは思いますが、どのような企業が、中小企業が対象になるか、現在の計画でいいので教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

産業まちづくり部（村田健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

それにつきましては現在、計画を策定中でございますので、8月の臨時議会上程させていただいた時点で、ちょっと詳しい情報を確定した状況で上程させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

8月の臨時議会でそういった補助制度の検討ということで、答弁いただきました。でも、実際今、やはり困っているのは、本当に小さな企業であり、個人事業主だと思います。これだけ、今年1月からまん延防止と緊急事態宣言があり、大阪ではそれが発令されていない時期がたった48日間でございます。ほかの日には何らかの休業や自粛はして

いる状態であります。事業を営む上で家賃支援給付金とかがあるのはあるんですけども、その制度も受けられない方というのが今、一番本当に困っているところではあります。できましたら国や府の支援が受けられないところについては、忠岡町としては何とかしていただきたいなと思っておりますが、もう一度ご答弁のほう、よろしいでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

コロナ禍における事業者支援に対しましては、国・府の制度がかなり充実しているものと考えております。まず、その制度をご利用いただきたいというふうに考えております。議員お示しの現状の制度ではどのような支援も当てはまらない事業者様につきましては、実際に個別に議員様のほうにどういった方が条件から外れているのか、そういったことをお聞かせいただいた上で、その個々の状況を見据えた上で事業者支援といたしまして制度設計できるかどうか考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。以上でこの質問を終わります。

続いての質問に移ります。大学生・専門学生等に返済の必要のない奨学金制度をということで質問させていただきます。

今、特に親元を離れ、大学や専門学校などに通っている学生は、生活を維持するのに大変困っています。新型コロナの影響で、親の収入が減少したため仕送りが減少、また、アルバイトのシフトが減り、収入も減少しています。しかも、オンライン授業が中心のため、スマートフォンの画面では授業を受けにくく、新たにパソコンを購入しないと行けない学生も多いと聞きます。生活が苦しくなっている学生に対し、国による就学支援制度もありますが、4人世帯年収380万円以下と条件が厳しいので、その制度を利用できる学生はほんの一握りです。また、大学の高い授業料もあり、やむを得ず退学を余儀なくされる学生もいます。

また、府の制度の奨学金制度はありますが、貸与がほとんどで、制度を利用した学生は卒業と同時に数百万の借金を背負う学生も多いです。

忠岡町では、経済的理由による就学困難な高校生に対し、奨学金貸与制度があり、現在

約3,500万円の基金が積みれています。しかし、長らく利用者がいないと伺っております。このような制度があるのに、長らく使われていないことについての理由について、担当部長よりご答弁お願いいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの奨学金貸与制度につきましては、昭和52年に忠岡町奨学資金貸与条例が制定されまして、就学の希望があるにもかかわらず経済的理由により高校への入学または在学が困難な者に対して月額7,000円、年間で8万4,000円を無利子で貸与してきたところでございます。

昭和52年の条例制定以来、20名程度に貸付けを行ってまいりましたが、この間、高校の無償化制度が始まったことや大阪府育英会奨学金など他の奨学金制度が充実しておりまして、それらの制度を利用される方が多く、本町においては平成11年度の貸付けを最後に20年以上、新規貸付けは行っていないというのが現状でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

恐らく制定した当時は結構かなり画期的な制度だったと思います。ただ、やはり大阪府の制度であったり高校の無償化という制度もあったので、忠岡町の奨学金制度についてはもうここ20年間使われていないということでした。

今の条例では、先ほども答弁いただいたように経済的理由による就学困難な高校生に対し奨学金を貸与する制度であります。こちらも答弁ございましたが、現在、利用者もおらず、このまま基金を置いておくのはもったいない感じがします。大学生や専門学生などにも活用できるよう、また、今回のコロナ禍のような災害級の事案にも対応できるよう、貸与型ではなく給付型も制度に加え、子どもの貧困対策として条例の改正を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

本奨学資金でございますが、当初、本基金の原資は少額でございましたが、過去から寄附であったり、当時の高い金利の影響などで年々残額が増加しまして、現在では、先ほど議員からもございましたが、約3,500万円、残高が残っております。これまでほかに転用せずに、先人が大切に守ってこられた本基金につきましては、そもそも義務教育と高校との学びの連続性を確保するという趣旨で設立されたものでございます。今後それらを活用するとしましても、義務教育段階における教育施策の充実に活用するということが、広く本町の子どもたちの健やかな成長に資する、本来あるべき姿ではないかというふうに考えております。

また、限りある財源でもありまして、町独自の給付型の奨学金制度につきましては検討しておりませんので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先人が、先ほど答弁もありましたけど、やはり3,500万円というお金を、基金を残していただいたというのは分かります。義務教育内でその資金、基金を使っていくというのも分かりましたけれども、実際今、大学生や専門学校生が大学に通えない、専門学校へも行けない、高い授業料も払っている。奨学金を受けたところで、卒業すれば数百万の借金を背負う。そういった方々にも何らかの、忠岡町のそれも住民でございますから、そういった方々にもやっぱり支援が必要ではないかと思えます。当然、義務教育内の支援も今後、当然子育ての貧困対策としては必要な場面もありますので、今後忠岡町としてもいろいろな案があるとは思いますが、ぜひ一度検討していただきたいと思えます。その点について、もう一度答弁よろしく申し上げます。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほども答弁させていただきましたが、限りある財源でございます。3,500万円ということでございますので、今、町独自の給付型の奨学金という形につきましては検討できておりませんので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

分かりました。

では、続いての項目に移ります。文化会館にネット環境の設置をとということで質問させていただきます。

2019年9月の総務省の調査では、インターネットの普及率が89.8%と9割近くにもなり、また、スマートフォンを持っている世帯も8割を超え、個人所有も67.6%と高い水準になっています。高齢者の方もスマートフォンを所有している割合が高く。60代で55.6%と半数以上が所有しています。

そういった背景の中、国は以前、2020年に向け、観光・防災・住民サービスの充実を目指し、全国3万か所の公共施設にWi-Fi整備を目指していた経緯もあり、整備に向けての支援事業も行っております。少し古いデータにはなりますが。2015年、自治体Wi-Fiを導入している団体は全国で39.7%でありました。

そうした背景の中、忠岡町の公共施設にも公衆無線LANの環境整備が必要かと思えます。公民館機能がある文化会館は災害時の指定避難場所であり、また生涯学習の拠点でもあります。

防災の面につきましては、2017年に発生した熊本地震の際、地震発生後、Wi-Fiのアクセスが急増し、災害時の情報収集や通信手段として「役立った」との回答が9割を超えていた事例もあります。

災害時だけではなく、通常時は、生涯教育の場であり、様々な講座が開かれ、また図書館も併設しているなど、Wi-Fiがあることで利便性も高まると考えられます。

そういった状況を踏まえ、文化会館にWi-Fi整備が今後必要かと思いますが、整備に向けての検討はいかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

文化会館へのWi-Fi環境の整備についてのご質問でございますが、文化会館には事務局や図書館がございますので、それらの個人情報などの漏洩の危惧があることや、フリーWi-Fiを設置することによりまして、昼夜を問わず青少年が蟻集するおそれがあり、とりわけ深夜に蟻集することは青少年の健全育成上、大いに懸念されるところでございます。実際、近隣市からもそのような情報を頂いており、今、近隣住民とのトラブルにもなっているというふうに聞いてございます。

今申し上げたように、様々な懸念材料もございますので、文化会館へのWi-Fi環境

の整備に関しましては、その必要性も含めまして、今後調査研究をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。この質問で終結いたします。

5 番（二家本英生議員）

確かに総務省の資料を見ていますと、そういった、先ほどご答弁いただいたデメリット分がかなり多く寄せられています。しかし、それに対してメリットの部分、先ほども熊本地震の例を挙げさせてもらいましたけれども、災害時に電気も通わないところにソーラーパネルをつけた電源を取れる形のW i - f i を設置して、いつでも電波が飛ぶような形にしている自治体もございます。そういったこともあり、公共施設には今後の課題だとは思いますが、公共施設にはW i - f i の整備をしていただきたいと思いますと思いますが、その点を踏まえてもう 1 回ご答弁お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

一言だけ答弁。するかせんでええ。

教育部（二重 幸生部長）

公共施設ということでございますので、本来私が言うべきかどうか分かりませんが、その辺も含めまして今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

2 時 5 0 分から再開いたします。

（「午後 2 時 3 8 分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後 2 時 5 0 分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党の是枝です。一般質問をさせていただきます。

まず、本町の高過ぎる国民健康保険料を引き下げることについて質問いたします。

この6月、今年度の国民健康保険料の決定通知書が国保加入世帯に届きつつあります。これまでも高い国保料に、払いたくても払えない、保険料を安くしてほしいという声が多くの方から寄せられています。所得200万円の40歳代夫婦と子ども2人の4人のモデル世帯で、年間42万1,500円という、所得の2割を超える大変高い国保料です。ですから、毎月納められないで滞納している世帯が、忠岡町にお聞きしますと195世帯、現在、国保加入世帯はそのうちの104世帯ですが、加入世帯の1割を超える方々はまだ去年の保険料が納められていません。なのに、今年から新しい年度の国保料もこの6月から合わせて納めなければならず、とても払い切れなくなってしまいます。

保険料滞納世帯の中でも、ちゃんとした保険証ではなく3か月間、6か月間の短期保険証を発行されてしまっている世帯が88世帯あります。高い国保料を下げしてほしいというのは当然のことです。

2018年度（平成30年度）からの国保の都道府県単位化に当たって、国からの公費投入がされたにもかかわらず、保険料はさらに値上げとなりました。国の公費投入は2015年度（平成27年度）から毎年1,700億円、都道府県単位化された2018年度（平成30年度）からは、毎年その2倍の3,400億円が財政基盤強化策として投入されてきました。この金額は加入者1人当たり、年間1万円にもなります。公費投入の目的は、市町村が保険料抑制のための一般会計からの法定外繰入れをしないでもよいようにということでした。

都道府県単位化されるまでは、累積赤字が本町でも1億4,000万円もありました。都道府県単位化に当たり忠岡町は一般会計から繰入れを行って累積赤字の解消をするという計画を大阪府に提出されていましたが、それが繰入れもせずに、行わずに累積赤字が解消され、黒字になり、4,000万円も基金に積み立てられました。都道府県単位化したら保険料が安くなるという忠岡町という言葉も消え、保険料は高くなりました。これが国保の都道府県単位化の今現在の結果ではないでしょうか。

そこでお聞きいたします。投入された国費は、忠岡町の国保会計の累積赤字の解消に使われたと私はと思いますが、どうかお考えでしょうか、担当部長よりご答弁をいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

約3,400億円の財政支援については、低所得者数に応じた自治体への財政支援の拡充や非自発的に失業された方への支援など、自治体の責めによらない医療費への対応、健康づくり、医療費の適正化に向けた取組等に対する支援など、保険者の財政基盤の強化のため投入されている財源として認識しております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

説明はありましたけれども、それにも使われたと思います。ですが、累積赤字がなぜ1億4,000万円も、忠岡町からお金を1円も入れずに、なぜ解消されたのか、そのお金はどこから回ったのかということをお聞きしているわけでありまして。ということで、そのことについては担当部長さんはお答えになっておりませんが、累積赤字の解消がなぜできたのかということについてお答えを再度頂きたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

累積赤字の解消につきましては、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金におきまして、拠出金より交付金が多くなり、その差額が約6,570万円、それから29年度にかけて高額な医療費を必要とする方が多かったことにより療養給付費等負担金約6,000万円が交付されたことにより、29年度で赤字が解消されたものと認識しております。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

国保会計の入ると出るの差でそれが解消されたということではありますが、それは、その原資は、元のお金はこの3,400億円の公費投入、財政基盤強化策として国が支出されたものから回ったものではないかと思いますが、そのことについてはご説明がなかったんですけれども、そうではないかと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

高額医療費共同拠出事業につきましては国保連合会に払っておいて、高額な療養費があ

ったときには拠出金から交付金を受けるという形になっていると認識しておりますので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

結果として忠岡町の国保会計の累積赤字が、都道府県化に向けてなった途端に消えたということでもありますから、結果としては累積赤字が解消されたということにはほかなりません。このように忠岡町はお金を出さずに累積赤字1億4,000万円の解消ができて、大変助かったと思いますけれども、国保加入者は保険料の値上げということで負担増となりました。

それは、なぜそうなったのかということはもう前々から申し上げてますが、忠岡町が都道府県単位化の1年目の最初から大阪府が示す高い標準保険料率というものに保険料決定したから値上げとなったわけであります。保険料の決定権はこのように府ではなく、忠岡町に今でも、これからも忠岡町にあるわけであります。町独自で保険料を決められるので、保険料を引き下げる考えはございませんか。担当部長よりお答えいただきたいと思えます。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

30年度以降、市町村国保については大阪府国民健康保険運営方針に基づき、大阪府で1つの国保として財政運営が責任主体が大阪府となり、府内市町村の被保険者に係る必要な医療費を府内全体で賄うことで保険財政の安定的運営を図るべく、本町は、保険料率は平成30年度より府内統一の市町村標準保険料率として実施してあります。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

都道府県は財政運営の主体になって、忠岡町はその納付金をですね、国保事業の納付金を分担すると、納めるという、共同で国保運営になったということなので、そうなんですけれども、標準保険料率はあくまで参考ということで、その分担金を払うためにはそれだけは必要だろうということで、参考というまでに示されているものであります。それは実施事務に対する助言という扱いでありますので、そのことは担当部長さんもよく分かっていると思えます。ということで、忠岡町独自で保険料を決められるので引き下げる考えはないかということではありますが、ないということなんだと思えます、今のお答えは。

ということで、時間もないですので、国保の2つ目についてお聞きをいたしたいと思えます。本町国保基金の積立金4,000万円を取り崩し、保険料の引下げを行うことにつ

いてお尋ねをいたします。

忠岡町は国保基金条例に、保険料引下げのためには基金を取り崩せないという条項までつくって、取り崩そうとはしません。黒字でため込んでいるのですから、取り過ぎた保険料は国保加入者に返すべきだと思いますが、いかがでしょうか。担当部長よりお答えを頂きたいと思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

国保の基金につきましては、事業費納付金を支払う際に十分な保険料収入が確保できなければ資金不足となりますので、国保会計として柔軟に対応できる資金の確保が必要でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

基金の目的は様々ありますけれども、保険料引下げのために使うということができるようするには、その条例ですね、条例で決めている使えないというところを外す、削除するということがすれば入れられるわけでありまして。そういった保険料引下げのために基金を取り崩すことは法的にできるはずであります。一般会計からの法定外繰入れも法的にできるはずであります。それは、保険料の料率を決めるのが忠岡町であるから、どのようなところから保険料を補てんするというのは忠岡町の権限でできるということでありまして。保険料ですね、決定主体は忠岡町、市町村であります。

府が示した標準保険料率は単なる参考でありますので、先ほども申し上げた実施事務に対する助言ということで、忠岡町がこれまでもそれはできないと言っていた根拠が、都道府県が定める国保運営方針というものに「法定外繰入れを禁じる」というふうに書いてありますということを理由にされているんですけれども、この都道府県が定める大阪府の国保運営方針というものは、法的縛りのない技術的助言であり、厚生労働省もそのように言っています。法的、絶対的なものでもないものを、それを理由に保険料引下げをしないのは忠岡町自身の判断ということになるわけでありまして。国保加入者の立場、状況を考えて引き下げるといふ考えはないのかというところを先ほどから質問しておりますけれども、その点について再度、担当部長よりお答えいただきたいと思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

国保財政調整基金は、地方自治法に基づき国民健康保険事業等の健全な発展に資するため設置しており、医療給付費の増加等の予期せぬ支出増や保険料収入不足等の予期せぬ収入減といった場合に活用されるものと認識しております。また、府の国保運営方針では保険料引下げを目的とする繰出しは認めないとなっておりますので、遵守してまいりたいと考えているところでございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

先ほど申し上げたように国保運営方針は技術的助言ということで、従わなくても忠岡町独自で保険料を安く設定すればいいわけであります。ということは申し上げておきます。保険加入者の立場に立って、町民の立場に立って国保の運用をするということであるならば、やはり高過ぎる、所得の2割を超える、こんな高過ぎる国保料は引き下げるべきだということを申し上げておきます。

で、国保の3つ目ではありますが、保険料ですね。18歳以下の子どもの均等割の保険料を子育て支援として町独自で減免し、子育て世帯の保険料を引き下げるということについて質問をいたします。

国は来年度から未就学児の均等割を半額に減額する方針と聞いております。本町の国保料は府の参考の標準保険料率です。その均等割は医療分で年間3万640円、支援金分で年9,478円、合計お1人4万118円、これが均等割であります。その2分の1を国・府・町で減額するものであります。法定軽減の7割軽減、5割軽減、2割軽減されている世帯の子どもは、法定軽減後の金額の2分の1の減額ということになります。国制度は未就学児ですね、小学校に上がるまでの子どもだけですので、町独自で18歳まで拡充して、そして2分の1の減額ではなく全額減免して子どもの均等割を廃止してしまう、徴収しないようにして子育て世帯の国保料の負担軽減を行う考えはございませんでしょうか。担当部長よりお答えいただきたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

未就学児の均等割の減額につきましては、国保法が改正され、詳しい運営方針が示され

ましたら、国基準に基づき実施していく所存でございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

町独自で18歳以下の子どもを対象を広げて、そして全額減免と、免除ということについてのお答えはどうなんでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

国は未就学児ということで法改正されております。議員がおっしゃられているのは子ども、18歳以下と認識しておりますが、その減免につきましては財源が必要になってまいりますので、今のところ考えておらないところでございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

されないということではありますが、国保ということですので担当部長に今までお聞きしていましたが、国保という範疇というよりも子育て支援策の1つとして考える必要が、この問題、均等割の廃止というのは必要があるかと思えます。国保加入世帯ということですので、一部の人というふうに考えられますが、でも、国民健康保険は国民皆保険制度を支える大事な社会保障制度であります。国として社会全体で支えていくものだというふうに考えます。

最初の質問でも述べましたように、所得200万円の40歳代夫婦と子ども2人の4人世帯の、このモデル世帯の保険料が42万1,500円という大変高い、重い負担であります。国保が貧困を生む、こんな200万円の所得で42万も国保料を払ったら貧困になっていくというふうに考えるのが普通であります。少しでも負担軽減することが子育て支援とともに子どもの貧困対策、子どもが貧困に陥らないようにしていく対策になるのではないかと私は思います。

保険課にお聞きしたところ、国保加入世帯のうち18歳以下の子どもの数は391人、令和3年4月末現在だそうです。そのうち法定軽減世帯が3分の2もありますので、その

世帯は法定軽減後の均等割で試算した金額でということ、その子どもの均等割、18歳以下の子どもの均等割廃止に必要な金額は491万6,460円になります。来年度からは国・府・町で、未就学児については2分の1減額もされるので、これよりも少し少ない費用でできると思います。子育て支援策として、子どもの貧困対策として、本町独自で18歳以下の子どもの均等割を全額免除するお考えは、忠岡町にはございませんでしょうか。これは子育て支援策ということ、町全体で考える子どもの貧困対策、子育て支援策ということ、町長よりお答えを頂きたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

この小さな基礎自治体、非常にもう少しお金があればというところにはなるんですけども、当然少子高齢化の中で、いかに当たろうと思ったらそういうサービスも大事というのは重々分かっております。ともに国に訴えながらまた頑張ってもらいます。頑張る予定ですけども、あえて今できるかでけへんかというたら、ちょっと苦しいところでございますので、取りあえず頑張る国にお伝えしていきたいということでございますので、よろしくお願ひします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

子どもの均等割、非常に子育て世帯には負担になっているというものでありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。実施をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に移ります。町独自の少人数学級の取組についてお尋ねいたします。

国のほうで少人数学級での前進があり、今年の3月、小学校の学級編制規模を35人にする法律が可決されました。実に40年ぶりの前進となりました。さらに、中学校の少人数学級も政府に約束させました。長年にわたる教育関係者、国民の運動の成果であります。今年度は小学2年生に実施をされ、来年は小学校3年生にと、1学年ずつということですので、一日も早く全学年での実施を引き続き求めていきたいと思ひます。

さて、本町では、支援学級在籍児童を独自にダブルカウントして、40人を超える学級がある場合は町で教員を採用して、少人数学級にする取組を行っています。現在忠岡小学校で1学年、東忠岡小学校で1学年、独自に実施されています。近隣市でもこのようなことはされていないということでもありますので、大変よい取組だと思っております。今年度

から国制度で、小学2年生の35人学級が実施をされました。昨年度までは小学2年生は府制度で35人学級を実施していましたので、小学校3年生を府制度にするのかなと思いきや、それは実施されませんでした。

このような状況の下、今年度、東忠岡小学校の3年生が、支援学級在籍児童を含めると1クラス44人になるということであります。忠岡小学校、東忠岡小学校ともに町独自で各1名ずつ先生を雇用されていますので、新たに起こりました東小学校3年生のところに独自の制度が実施できていないという状況になっております。この学年については、いろいろと学校や教育委員会のほうで検討がなされたとお聞きしております。まず、その検討や取組の経緯について、教育理事よりご説明いただきたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しいただきました町単独での少人数学級編制施策、忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業につきましては、支援学級在籍児童を含めた1学級の合計児童数が公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の定める定数40人を超える場合に、音楽科や家庭科等の専科指導に当たる非常勤講師を1名配置して少人数学級編制を実施する本町独自の取組であります。

少人数学級編制の施策につきましては、泉北管内の近隣3市でも未実施の施策でもあります。本施策は各校に配当された府費負担教職員を活用して学級増を図ることにより少人数学級編制を実施するものです。各小学校で適用される学年につきましては、配当されている府費負担教職員に乖離があるため、1つの学年のみ実施可能な施策であります。昨年度は東忠岡小学校3年生の学級編制に当たり、1名の専科指導に当たる非常勤講師を配置し、府費負担教職員を担任として活用することで、国の定数上2学級となるところを3学級といたしました。

今年度につきましては、忠岡小学校と東忠岡小学校に専科指導に当たる非常勤講師をそれぞれ配置し、新たに忠岡小学校の3年生を1学級増の2学級に、学年進行した東忠岡小学校の4年生を引き続き1学級増の3学級としたところでございます。

議員お尋ねの東忠岡小学校の現3年生につきましては、支援学級在籍児童を含めると1学級40人を超えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、東忠岡小学校においては2回目の対象学年となり、町独自の施策の活用は人的にできません。

なお、当該学年の通常学級在籍児童数は1学級40人以内ですので、標準法上ではその範囲内に収まっているところでございます。このような状況に対し、4月から指導方法の工夫、改善などの活用方法が限定されている府費負担教職員のうち2名を活用し、1名は3学年所属として国語科の授業を複数で担当するとともに、もう1名は習字の指導補助に入って、複数の教員で指導をきめ細やかに行っております。併せて、他の府費負担教職員

も算数の複数の時間、授業に加わり、学習内容により1クラスを2クラスに分割して少人数授業を実施しております。限られた人材の範囲内ではありますが、配当された人材を3学年に集中的に投入することできめ細やかな指導を図っております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

限られた府費の先生を活用されて、できるだけ努力してされているということでありませう。そういうふうに教科によっては44人そろうというところでもありますので、コロナの感染防止や一人一人に行き届いた教育のためにも、引き続き少人数学級になるように検討のほうもしていただきたいと思います。

この学年は小学校の卒業まで国制度にはちょっと該当しないという学年になっておるということで、35人学級が適用されず、40人学級のままでということになりますと、卒業までそのようになってしまう可能性があるということで、大変このことは学校や教育委員会のほうが一番思っておられるというふうに思っております。

今後の対応について、今現在も算数ですとか国語ですとか習字、様々なところで努力して、そういう少人数になるようにということですが、今後の対応についてはどのようにお考えでしょうか、教育長よりお答えをいただきたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お示しの現東忠岡小学校の3年生の状況、今後どうしていくのかということでございますが、私はやはり学級編制というのは、基本的には国・府の責務でやるものであると。市町村の財政力によってできるところとできないところがあるということもおかしなことだなどというふうに常々思っているところでございます。

という部分がございませうので、引き続きまして大阪府の町村教育長会等を通じまして国の35人学級のはざまと申しましませうか、対象外となる学年に対しましても35人学級の導入が図られますよう、国・府に対しまして粘り強く要請してまいりたいと思っております。併せまして本町教育委員会としましても、どのような支援策、どのようなことが当該学年に実施できるのかということも本当に真剣に考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

国に対しても制度がね、やはり1学年ずつということでもありますので、それを促進するということの要望をしていただくということと併せて、町で取り得るできる限りの方策についてもまた引き続きご検討いただきたいと思います。どの子にも行き届いた教育を進めていくということは国民みんなの願いでもありますので、それが早く実現するように忠岡町も、また私たちが努力をしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

12番、日本共産党、河野隆子です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナワクチン接種についてであります。議長のお許しを得まして③と④、この質問の順番を入れ替えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

新型コロナワクチン接種についての質問であります。第4波の新型コロナの感染拡大によって、現在、3回目の緊急事態が出されている中、本町でも新型コロナワクチン接種が始まっております。予約受付の第1回目は5月6日で、75歳以上の高齢者が対象でありました。枠は210人枠であります。申込み方法は電話とLINEです。この210人枠で電話の予約が取れた高齢者は35人、LINE予約は175人で、11時半頃には予約が終了いたしました。

そして、5月13日の予約からは、これ2回目でありますけれども、65歳以上からの予約が始まり、電話で予約が取れた方はわずか5人、LINEでの予約が優先され、わずか10分足らずで予約は終了されました。一緒に住んでいなくても近くに子どもさんやお孫さんがいらっしゃる方は「何とかLINEで予約が取れた」という声も聞いておりますが、一人暮らしの高齢者は電話でしか予約が取れません。また、家族の方々が「当日、100回以上電話をしたけれども、つながらない。やっとながっても予約が終了であった」と、そういった声も聞いております。「1日中受話器を握って心身とも疲れました」

という声や「地域を分けてクーポン券を配布したらよかったのではないか」という声も寄せられております。

共産党議員団もそういった声を聞きまして、5月18日に杉原町長宛てに申入れを行ったところでございます。内容は各医療機関での予約状況を町が把握されること、そして集団接種の人数の回数を増やすこと、受付はLINEでの申込みが有利なため、電話申込みの枠をきちんと確保されること、7月末までに接種が終わらなければ8月以降も集団接種をされること、こういった申入れをさせていただいたところであります。高齢者に電話での申込み、LINEでの予約という手法には、大変このように無理があったのではないかとこのように思います。

そして、6月10日からの予約につきましては、大変努力もしていただき、改善もしていただきました。電話回線、3回線から5回線に変えていただき、スムーズに取れたという声もありましたので、本当にありがとうございました。

そこで、1つ目の質問であります。最初の予約ですね、1回目、2回目、このような事態になったのは、そもそも高齢者に予約を取らせること自体、しかもLINEであったということで、それが優先であり、取れなかったと。このような混乱があったことについて、忠岡町はどのように考えておられるのでしょうか。担当部長、お願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

1つ目でございますが、高齢者の方が予約が取れず、不安に思われた件につきましては、5月中は国から配分されるワクチンが少なく、保健センターでの集団接種の予約につきましては新型コロナウイルス感染対策のため窓口での受付を行わず、LINEの予約または電話での予約としたところです。電話予約につきましては、予約開始日には予約者が集中し電話がつながらなく、また予約枠も少なかったため、つながったときには既に予約受付が終了している状況で、大変ご迷惑をおかけしました。個別接種につきましても各医療機関への配分数が少なかったため予約が取れない状況でした。

6月からは国からのワクチンの供給量が増えたため、保健センターでの集団接種の予約枠の拡大、各医療機関での個別接種におきましても予約数を増やしていただいたところです。

6月10日の3回目の予約受付の際、予約の方法で著しい有利不利にならないようにするため、LINE受付枠、電話受付枠を定めて実施したところです。開始当初はつながりにくい状況でしたが、電話回線を増設したことが功を奏し、混乱なく予約が取れる状況となりました。

以上でございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

大分改善もしていただきました。しかし、その電話予約でなくて、直接自分の行きつけの医療機関に並ばれた方もおられました。長蛇の列が早朝からあったということも聞いております。そこでやっぱり長蛇の列、とにかく密でありますね。そういったことを起こさせてしまった。まじめに電話をね、電話でしか駄目だというふうに考えていらっしゃった高齢者は本当に気の毒。これは平等性が欠けたというふうに思っておるんです。

そこで、これからはワクチン供給量も増えたということで、いろいろ改善もしていただいております。しかし、この1回目、2回目、これが混乱をしたということについては、もう少し配慮のしようもあったのではないかというふうに思います。そこら辺は終わったことではありますけれども、やはり今後に生かすためにも町のほうはどのようにこれまでのことを考えているのか。ちょっとそのお答えがなかったというふうに思うのですが、お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

先ほども申しましたとおり、5月中はワクチン供給量が少なかったため、また全員に行き届くためのワクチン量がなかったため、ある自治体ではこちらから予約枠を決めて周知したところもございますと聞いております。そういったことができたらよかったんでしょうけれども、何せワクチン供給量が少なかったため優先、電話予約、LINE予約という形にさせていただきました。混乱いたしましたことに対しましては、ご迷惑をおかけしたことに対しましておわび申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

分かりました。そこから改善をしていただいておりますので、それはよかったというふうに思っています。

そのような中で、2番目であります、65歳以上の方の2回目の接種ですね。もう始まっております。終わる見通しがどうなっているのかについては、基本、7月末で終わる

見込みであるというふうに先ほど答弁されておりますが、それは政府ですね、政府が「7月末までに65歳以上の接種は完了すると」と、こんなことを言っておりますので、全く現場のことが分かっていないということでございます。そこで、そう言わざるを得ないのかなというふうにも思いますが、7月後半が1回目の方がおられますね。そういった方は当然2回目、8月になってしまいます。政府が言う65歳以上の7月末完了というのは大変難しいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。担当部長、お願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

7月末以降にも予約が入っている方もいらっしゃいます。その方は個人的な理由でどうしても前もって受けることができないような状況があるのではないかと考えておりますので、そういう方を除きましては7月末までには高齢者の接種が終わるものと認識しております。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

接種したくても予約が取れなかった高齢者がたくさんいると思いますよ。今は空きがあるけれども、ずれ込んでいくわけですね。7月11日が1回目だと、当然2回目は8月になると。行きつけの医院でも予約が取れないで、やっと保健センターの集団接種で予約が取れたと、ほっとしたと、そういった声がよく聞かれるわけなんです。そこで、どう考えても7月末は無理だというふうに思いますが、引き続き、それは取れなかったわけですから、混ぜてで、今度64歳以下が始まるわけですけど、やっぱり65歳以上の未接種の方ですね。そういった方は1回目であれば優先枠が必要ではないかというふうに思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

65歳以上の方が8月以降接種になる場合、優先枠ということですが、なかなかそういうこともかなわないかも分かりませんが、できるだけ配慮していきたいと考えております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

ありがとうございます。そうした65歳以上の方ですね、介護サービスを受けていないだとか、あと地域とのつながりもないという方、あとは当初、電話をかけたけど、ずっと話し中だからもう諦めたと、そういった高齢者もいらっしゃるんですね。そういった方はどう救い上げていくのか、町のほうが。その点についてはどうお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

やはり情報が行き届かなくて、ワクチン接種のことも予約のことも知らない方もいらっしゃるかも分かりません。やっぱり希望される方には接種していただきたいと思っておりますので、社会福祉協議会のほうで配食サービスであるとか利用されてる方もいらっしゃいますので、そういう方々に対しまして周知してまいりたいと思っております。

また、民生委員、児童委員さんの方が一人暮らし高齢者の方の把握等もしておりますので、民生委員さんを通じてワクチン接種に関しまして情報がいつているかどうかの確認はさせていただこうかなと思っております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

ありがとうございます。受けない人を1人も取りこぼさないような、そういった努力を続けていただきたいというふうに思います。

次に、3点目です。65歳以上の接種がほぼ終われば、次が64歳以下でありますね。日程は6月24日から接種券を郵送するということではありますが、65歳以上の方の集団接種、大変混乱させてしまったということで、年齢は12歳から64歳まで一遍に送るとい、クーポン券を送るということではありますが、基礎疾患の方から、これが優先順位の1番ですね。これはどうやって確認するのでしょうか。それについてはいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

基礎疾患をお持ちの方につきましては、特段、その診断書等は必要ございません。自己申告で接種していただくことになっております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

基礎疾患の方は問診票だけで確認されるということでございますね。自己申告であるということです。そういった方はかかりつけ医院もあろうかと思えますけれども、人数は町がなかなか把握するのは難しいというふうに思うんです。

そして、次は高齢者施設等の従事者であります。やはりここは在宅介護でお仕事されているヘルパーさんですね。そういった方や小・中学校の先生、保育所の先生、職員、集団の中で子どもたちと触れ合うことが多い、そういった仕事をされている方も優先接種をすべきだというふうに思います。これについてはいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

まず、次の段階での優先接種としましては、基礎疾患をお持ちの方を優先したいと思っております。次に、高齢者施設の従事者につきましては、集団接種での希望をされる方につきましてはこちらのほうから名簿を提出いただいて確認をしたいと思っております。あと、小・中・幼・保、学校関係の教職員の方の接種につきましては、優先接種できるように検討してまいりたいと思っております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

ぜひ優先接種、その中に入れ込んでいただきたいというふうに思います。

それと、12歳以上に送るということで、非常に私びっくりしたんですけど、12歳以上から64歳以下の人数、1万人ちょっと超すというふうに聞いております。クーポン券の送り方については一遍に送るんですか。一遍に送るんでありましょね。そういったことを聞いております。それで、12歳からということは子どもさんでありますから、子どもたちの接種体制も考えておられるのか。それから、やっぱり12歳まで一気に送るのではなく、年齢を区切って送付日程を少しずつずらすと、そういった検討は必要であるというふうに思います。そういうことで、この2点ですね、これについてはどうでしょうか。

12歳からの子どもたちの接種体制と、一気に送るのではなくて選定していただく、この2点についてお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

12歳からのお子さんに関しましては保護者の同意が必要でありますので、同意の下、個別、集団に接種という形になります。全員に送りますのは、職域接種が始まっております。また、大規模接種でも年齢が64歳以下の方の接種が可能となってきましたので、いち早くワクチンを打っていただきたい方に対しまして打っていただきたいと思っておりますので、送付するものでございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

一番最初にお聞きしました1回目、2回目のこの75歳から始まりました予約ですね。これについてはやはり町のほうも申し訳なかったというふうに言われておりますので、やはり再びそういうことがないように、送る方法はよくよくお考えになっていただきたいというふうに思います。でないと優先順位といっても、全く優先が活かされないという事態も出てくるといいますので、ぜひ検討をお願いいたします。

次に、最後この4点目、福祉バスであります。集団接種の日程に合わせて、福祉バスの運行については6月13日から運行していただいております。住民からの要望もありまして非常によかったと思います。本当にありがとうございます。集団接種は今後も数か月かかるとは思いますが、引き続き福祉バスの運行はされるのでしょうか、お答えをお願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

福祉バスにつきましては、総合福祉センターの利用者の送迎用として運行しているものでありまして、福祉センターの休館日の土日、祝日については運行できませんが、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けられる高齢者の方の利便性向上のため、会場への交通手段として、6月13日から7月25日までの間の集団接種実施日に無料巡回バスを運行して実施しております。接種予約に合わせてご利用いただけたらと存じますので、よろしくをお願いいたします。8月以降につきましては高齢者の接種が終了している状況でございますので、無料巡回バスの運行は行いませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたしま

す。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

8月以降、終了してないですよ。8月以降も2回目を打つ高齢者の方、いらっしゃるんです。そこはちょっと考え方は変えていただきたいというふうに思います。せっかく運行していただいたら本当によかったというふうに思っておるんですが、残念ながら7月25日で終了するというお答えでございます。64歳以下であっても持病がある方、そして、そうですね、一番最初の優先順位は基礎疾患のある方ですから、持病がある方や、そして役場まで歩いては来れない距離、そういった方、細長いですから、海手の方、山手の方、歩いて行けない、そういった距離に住んでおられる方。また、接種の後は、副反応とまではいかなくても、通常とはやはり体調が少し変化が出るということも考えられます。65歳以上の未接種の方もおられますので、役場の手だてもしていただくということで、引き続き福祉バスの運行をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

8月以降につきましては大多数の高齢者の接種が済んでいる状況ですので、また、接種の後ですけれども、体調を崩される場合等につきましては救急車の配備等も、集団接種ではしておりますので、8月以降の巡回バスの運行については考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

ぜひ、そう言っただけということではなくて、検討していただきたいというふうにお願いをいたします。

では、次にPCR検査についてお聞きをいたします。

新型コロナの感染者数は減ってきておりますけれども、やはり大阪は重症者が多い。重症病床が足りないということで医療が逼迫しております。ワクチン接種が本町では5月1

6日から始まっておりますけれども、それと一緒にPCR検査をして、無症状者を見つけて保護することが大事であるというふうに思いますが、やはりPCR検査の社会的検査ですね、これについてはいかがでしょうか。やるべきだというふうに思いますが。

委員長（三宅良矢議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町におきましては令和2年11月下旬より、本町、泉大津市医師会、和泉保健所が協力して新型コロナウイルスPCR検査体制を整備し、まずは身近なかかりつけ医に電話相談を行った上、医師が必要であると判断された方に唾液によるPCR検査を実施しているところであります。

大阪府におきましては、高齢者施設のクラスター発生予防の観点から、高齢者施設の新規入所者について医師が必要と認める場合には、症状の有無にかかわらず検査を行うことが可能となっております。

また、施設における感染の早期発見及び無症状感染者を原因とするクラスター発生を未然に防止する観点から、高齢者施設の従事者及び障がい者施設の従事者を対象に、2週間に1回の頻度で定期的に検査を実施しております。

さらに、大阪府におきましては、高齢者施設におけるクラスター発生防止と感染拡大の最小化、福祉サービスの安定的な提供確保をすることを目的に、施設の職員、入所者で少しでも症状がある方を対象に検査申込みができる高齢者施設スマホ検査センターを開設しております。

また、有料とはなりますが、泉大津市職員会館におきまして民間のPCR検査場が開設されております。忠岡町の方も4,000円で利用が可能となっております。来月、7月広報で利用案内を掲載します。

本町といたしましては、大阪府のほうでクラスター発生予防の観点から、また、重症化しやすい高齢者の施設等の従事者及び施設の新規入所者に対し検査を実施していただいておりますので、本町におきましては検査の実施は予定しておりませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

なぜPCR検査をしてくださいと言うのかというと、無症状の方を見つけるためなんです。やはり無症状の方が新型コロナを拡大させていっていると、そういったことがあるからPCR検査をしてくださいということなので、医師が判断とか、そういうことではなく

て、無症状の方ね、元気であっても中でかかっている、無症状、表に出ない。そういった方を見つけるためにPCR検査をしてほしいと言ってるんです。

大阪の場合は非常に変異株の感染が多くを占めているということで、今までとは違う、子どもにもかかるということで、そして高齢者もあるということで非常に恐れられているんです。こういったことはやっぱり十分な水際対策を実行しないで変異株の侵入を見逃したということで、感染を広げてきたのは、やはりこれは政治の責任であります。

どうしてこうなるかというたら、やっぱりPCR検査体制の拡充の遅れ、これが象徴されているんですね。ワクチンは今始まっておりますけれども、やはり1年先、2年先を見越して科学的に対応していく体制をつくるべきだというふうに専門家も言うております。

なので、やはり今まで言っていますように高齢者施設や医療機関、そして障がい者福祉施設、そこへ入所していらっしゃる方、それから保育園、学校の職員さんにもPCR検査をしてくださいと、そういったことを言っています。財源は前にも言っていますように、国から来ている第3次の臨時交付金、これを使えばできるというふうに思いますので、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

PCR検査の有効性というか重要性は認識しておりますが、やはりこのコロナウイルスの対策としましては、ワクチンの接種というのが有効だと思っております。他国でありますけれども、イスラエルの例を見てましてもワクチン接種が、新型コロナ感染症を収束させる決め手はやっぱりワクチンだと思っておりますので、ワクチン接種に力を注いでまいりたいと思っております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

必要性は感じておられるということでありまして、やはりワクチンを打ったからといって安心なのかと。そこはまだ来年、科学的に1年先、2年先と先ほど言いましたように分からないですね。なので、ワクチンだけに頼るのではなくて、やっぱりそれと併せてPCR検査をしていくと、そういったことが大事であろうかと思っておりますので、引き続きご検討をお願いしたいというふうに思います。

そこで、最後の質問でございます。新型コロナの影響で貧困が広がっております。トイ

レットペーパーと同様に自然な形でトイレに置いていただくということが必要であると思います。忠岡町は保健室に取りに来てくださいというお考えであります。周りの目もあるのに子どもに取りに来てさせるという、その考え方はあまりにも配慮がないのではないのでしょうか。当日、急にという理由だけではなくて、そもそも生理用品が買えない家庭であって、そういった家庭事情が周りの友達にも知られてしまうと、そういったことで保健室に取りに行くことができない、躊躇する子どももいるだろうと、そういったことは思われないのでしょうか。これは担当部長にお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

午前中にも答弁させていただきましたが、現状におきましては保健室での個別の対応を丁寧にさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

先ほどトイレに置くといわずらをされると、それが置かないということであるというふうに言われましたけど、いわずらというのは持ち帰るということなのではないのでしょうか。なぜ持ち帰るのか。それは買うこともしんどいということで、これは学校のことでありますけれども、買うことも、何百円でも始末しないと家庭がしんどいから子どもが持ち帰るということなんではないのでしょうか。いわずらではなく買えないから持ち帰るんだらうというふうに思いますが、町はどういうふうないわずらを考えておられるのでしょうか。置かない理由として言われましたので。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

持ち帰るということではなくて、要するに便器にそのまま流したりとか、そういったことを考えているということでございますので、よろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

やはり子どもに個別で取りに行かせるということは、やはりそこはきちっと配慮していただきたいというふうに思いますので、トイレにぜひ置いていただきたいというふうに思います。

そして、子どもだけではなく子育てをしているお母さんですね。こういった方でもやはり生理用品が1パック300円ぐらいであるんですが、食費を切り詰め節約しているので、生理用品も我慢して子どもの食べ物やおやつに回したいと言った女性の声もあります。そして、やはり子どももそういったことで買えないということで、学校にもちょっとお休みをすると、そういった状況もあるということを知っていますので、やはり自然な形でトイレに設置していただくということが大切ではないかというふうに思います。

コロナ禍だけではなく、それ以前から貧困は広がっております。特に女性はコロナで職を失ったり働く時間を短くされたりということで、これは、このような事態にさせたのは政治の問題ではあります。しかしながら、これを行うことによって貧困がなくなると、そういったものではないんです。しかし、すぐにでもできること、取りあえず手だてとして公共施設。公共施設でありますから、シビックセンターであったり文化会館であったり、そういったところのトイレにも置くことを検討していただきたいというふうに思います。

それから、無料配布で災害備蓄がなくなったら終了ということをおっしゃっていただきましたが、買うのに町の財政が逼迫するような金額ではございませんので、これは補充をして続けると、そういったことをお願いしたいというふうに思います。最後にご答弁をお願いしたいと思います。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長、この答弁をもって終了します。

教育部（二重 幸生部長）

公共施設等での配布につきましては、無人のトイレに設置することは悪質ないたずらや盗難が懸念されるため、設置することは考えておりませんので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、購入につきましてはいろいろ制度等を調べさせていただきまして、調査研究を進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。最後でお疲れですけども、どうぞよろしく申し上げます。では、早速一般質問に入らせていただきます。

忠酒会への発注問題等についてです。

この件につきましては、これまでも議員在職中の杉原町長個人への発注問題ということで取り上げてきたところですが、また、さきの3月の予算委員会でも、他の会派議員の方からも同様の質問が出ておりました。そうした我々議員、議会からの質問に対して、これまで役場側は「忠酒会という団体への発注、契約」であって、「杉原町長」、当時議員ですね。「杉原議員個人への発注ではありません」という答弁です。

そこで、3月議会以降、町側の答弁の内容が事実であるのかどうかというところを確認するために、また追加で開示請求をして調査をしましたところ、出てきた公文書を見ましたらやはり忠酒会という団体への発注、契約ではなくて、個々の町内事業者さんと本町との契約であって、杉原酒店への発注案件についても議員在職中の杉原健士氏本人、個人との契約であったことが公文書上で明らかになりました。この忠酒会への発注というものは2リットルのペットボトルのお茶の大量購入、まとめ買いの案件なんですけども、平成20年度以降の全案件について取りあえず追加で調査しました。

全部、一連で見ると、2リットルのペットボトルのお茶というのは通常、スーパーとかその辺で120円から150円台、高くても200円までで買えるものですね。それを本町は330円という、市場価格のほぼ倍か倍以上の高値で何十本もまとめ買いをほぼ例年していたということです。

しかも、ちょっと問題だと思ったのは、忠酒会のどの酒店がいつ納入しても常に330円という高い統一価格で、業者間で価格統一されているという点でした。つまり、これはカルテルではないでしょうかということですね。そういうカルテルのような、カルテル的取引形態をしていたということでもあります。

また加えて、これまでも役場側が「忠酒会加盟の町内業者さんに輪番で発注していた」と答弁していることは皆さんもご存じだと思います。つまり、役場側が特定の業者の集団、グループ内で「今回、Aさんね」「次、Bさんね」「次、Cさんね」「次、Dさんね」と、またAさんね、Bさんねと、順番に発注をしていたということで、これはあからさまな官製談合のようなことを長年していたのではないかとということです。

通常官製談合というのは、表面上入札を装っていますが、忠岡町の発注の場合、表面を装うことすらしていないという点で、どちらがたちが悪いのか分かりませんが、何にせよ独占禁止法、官製談合防止法では、市場の健全で公正な業者間の競争を

阻害すること、不公正な取引をすることを禁止しているわけです。

また、地方自治法においても従前から述べているとおりで、貴重な住民からの税金を1円も無駄にしないために、市場の競争原理を生かした、よりよいものをより安く発注、購入、契約するということが自治体、公務員の使命に課して、様々な規定が定められているところです。

この忠酒会への発注問題については、2リットルのペットボトルのお茶のまとめ買いという小さい発注案件ですけれども、そうした独占禁止法や地方自治法等の法の趣旨に反した忠岡町の発注のあり方を、問題点を如実に反映、象徴しているのではないかと思うわけです。

議長、すみません。これ、1番、2番と3番、一括でまとめて質問させていただきま

す。

議長（和田 善臣議員）

はい。

1 1 番（勝元由佳子議員）

それと、これ、発注に加えて問題であるのは、役場の1階に自動販売機を設置しています。これ、自販機の設置には役場庁舎の使用許可、つまり行政財産の目的外使用許可というのが必要なんですけれども、この1階の自販機設置についても公平公正に業者選定をしてもいなくてですね。これは私、議員になる前からずっとおかしい、おかしいと言ってきたので、議員になる前に特定の地元業者さんの商業行為、営業活動のために置かせてあげているという回答は、もう既に担当課から受けています。

何よりもこの件で問題なのは、庁舎管理の使用料、場所代ですね。それを役場の敷地内にある銀行、ATMからは毎月1万5,000円の行政財産の目的外使用料、場所代を徴収しているにもかかわらず、一方、この忠酒会と他の地元業者は何の理由か全く分からず免除、ただにしているという点です。これはやっぱり発注分野だけでなく、役場庁舎、行政財産の目的外使用という点においても、役場が、町が特定の業者、団体、特に議員、公職者の所属する団体等に便宜を図って優遇してきたということではないでしょうか。

そこで、質問なんですけれども、こうした競争性を阻害した独禁法だとか地方自治法の趣旨に反する発注取引形態をしていたことや、特にやっぱり禁止されている議員の請負の部分ですね。出てきた公文書を見てみますと、何年度かちょっと忘れちゃったけど、「杉原議員」ってはっきり書いてるんですよ。やっぱり職員さんが、議員本人が相手方だと分かった上で発注、契約しているというのは非常に問題だという部分があります。その辺について町側はどのように認識されているのかという点。

まとめてお聞きしますけれども、このカルテル等ですね。市場の寡占、独占の禁止とか、あとカルテルの禁止といったことは、中学校の社会科、公民分野で子どもたちにも教育しています。それに反することをこうした自治体、行政ですね、足元の行政がやってい

ることについて、やっぱり子どもたちに示しがつくのかというところで、子どもたちに教えている教育委員会としてもどのようにお考えかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

そうしましたら、改めての質問ですが、1番、2番、3番になるんですが、1番と3番を私のほうから、2番につきましては南次長から、それから3番の教育の関係については教育のほうからという形でさせていただきます。

まず最初に1番です。若干繰り返しの面もあると思いますが、過去、この発注に関しましては平成29年度まで、地域経済の発展、町内産業の育成という役所が一定果たすべき使命、これを図る点からも町内の酒類等販売小売店で構成される忠酒会に対して行い、忠酒会が決めておられる当月輪番を確認した上で、その忠酒会、輪番代表小売店に対して発注依頼してきたものであります。本町がという形で、本町が輪番を決めるというよりは、あくまでも忠酒会が任意に輪番を決めているということでございます。

また、町内業者育成の観点から忠酒会に発注していたもので、そのような形態には当たらなかったと認識しております。

また、価格のお話がございました。価格につきましては現在、町内小売店でも当該価格、この価格330円でいっておりましたが、に近い290円から300円で現在販売されているところであり、大型量販店は当然別といたしまして、町内の小売店に関しましてはかけ離れた価格ではないと考えているところでございます。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室次長兼総務課（南 智樹課長）

2つ目のご質問についてお答えさせていただきます。

忠岡町公有財産規則第15条の行政財産の目的外使用許可の規定により、忠酒会が飲料水の自動販売機をシビックセンター南館1階に設置しているものでございます。現町長が所属する忠酒会に対し便宜を図り優遇してきたということでございますが、本町におきましては地元業者の育成や地域振興の活性化を図る観点から、平成10年のシビックセンター竣工時当初から行政財産使用許可申請に基づき許可を行っているものでございます。

また、自動販売機につきましては、令和2年9月まではそれにかかる経緯や協議内容に

つきましては不明ではございますが、設置機器に必要な電気使用料を負担するという  
ことを条件に使用許可を行っていたところでございます。

なお、現在、使用料につきましては地方自治法第225条の規定により徴収をさせて  
いただいているところでございます。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

続いて、3番でございます。忠酒会につきましては町内の酒類小売店で構成されて  
いたものでありまして、当然杉原酒店もその一つであったということは認識して  
おります。ただ、先ほどの答弁でもさせていただきましたように、町としてはあく  
までも忠酒会への発注と認識してきたところであり、ご指摘のような事実は  
存在はしておりません。

それと、書類の件、ございましたんですが、これにつきましては副町長がさ  
きの本議会で答弁でもございましたように、日々の業務におきまして誤解が  
生じるような処理があるならば改善していくべきものと考えているという  
ことで、併せてこちらのほうで答弁させていただきます。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

カルテル等の関係につきましては、先ほど答弁ございましたとおり、そう  
いったものではないということでございますので、教育委員会としましては  
そういった認識でございますので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

一応、答弁の中で忠酒会が任意で順番を決めていたということですが、  
やっぱり特定の集団、団体の中で、次どなたさんですかということで忠岡  
町が発注してたというのは、それはやっぱり発注のあり方として問題であ  
らうと、そういう感覚は持っていたかと思っております。

そのかけ離れた価格ではない、カルテルではないと認識していますという  
ところですが、でもね、それは忠岡町が判断するものではないと思いま  
すし、通常この市場というか、一般に我々が買物に行くときに見てい  
ても、330円とか200円以上の値段で2リットルのペットボトルを  
売っているところを見つけるほうが難しい。やっぱりそこは無駄遣い

をしてると住民から非難されても仕方のないところだと思っています。我々のやっていることは正しいのだの姿勢ではなくて、やっぱりこれはどうなのか、正しいのかどうかというところをね、忠岡町の遵法精神が問われていると思います。ですので、中学校でも教えているということですね、やっぱり子どもたちに示しのつかない自治体運営はしないでいただきたいと強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

次の役場組織の改革についてです。この質問も1番、2番、3番ですね、一括で質問させていただきます。

先ほども前川議員のほうから似たような質問があったんですけども、私のほうも元公務員の目線で質問をさせていただきたいと思います。この前問の忠酒会の発注の件で一部の幹部職員の方々に聞き取りをしました。関わった方々ですけどね。何でこんな、どう見てもおかしい書類をおかしいと思わなかったんだとか、そこら辺なんですけども、異口同音に「当時はおかしいと分からずに事務処理をしてました。慣例でした」ということだったんです。つまり、書類をチェック、決裁して、新人、若手職員を指導・教育すべき立場にある管理職の職員の方々が、おかしい書類を見てもおかしいかどうか分からないと、書類を見てもその公務員、行政として正しくチェックできる教育を受けてきてないので判断できないというようなことを言うのは、やっぱり行政としてという以前に、官民間わず組織として致命的ではないだろうかと思うわけです。

で、役場組織をいつも見ていて感じるのは、せっかく忠岡町職員に採用されても、一人前の公務員として教育、人材育成を受けないまま幹部職員になって、そのまま同じようにその感覚で後輩、部下の指導に当たっているのではないかと、そういった負の連鎖というんですか、負のスパイラルというか、そういうものがあるんじゃないかと常々感じています。この負の連鎖、負のスパイラルは、どこかで断ち切らなければいつまでたっても行政、自治体として健全化は図れないのではないかとと思っています。

また、本町職員が公務員、行政として適切な能力、知識を持って役場組織が適正かつ効率的に業務を行える状態になれば、我々議員、また住民の方々が幾らこうして議会で、また議会外で声を伝えても、また町長がトップダウンで、「あれやれ」「これやれ」と指示しても、やっぱり職員の方は目先の作業ですね、作業に追われてもういっぱいいっぱい、対応、反映するのは困難であろうと思います。

また加えて、本町が一時期、職員採用をしていない時期がありました。ですので、今の役場組織は若手職員を育成指導できる中間層、40歳前後の方々ですね。そういった一番実務レベルで即戦力になる職員の方々が極端に少ないといったいびつな職員構成になっています。そうした慢性的に人材育成の難しい組織の状態に陥っているというわけです。

ですので、ここで質問なんですけれども、そうした慢性的な組織的な問題を抱えている本町においては、日々、今こうして議会の最中も行政事務が行われているわけです。年に1～2回参加するかどうか分からない職員研修などでは到底追いつかないというのは明らか

かで、実際一部の幹部職員の方々の声を聞いても、やっぱりそういう即戦力になる中間層の職員さんの補充が欲しいと、必要であるという声も聞いています。

そのためにやっぱり一番現実的で実効性のある解決方法は、府からもっと職員さんに来てもらうということだと思われるわけです。副町長さん、来られましたけども、その高いね、副町長さんは高所大所から大きく総括的に物を見られていると思うんですけども、実務レベル、即戦力というところで細かい実務の日々の業務の中で改善を図るというのは、やっぱり細かいところには目が届かないので難しいであろうと思うわけです。ですので既に町からも若干名、府には出向されてるということですけども、もっと、逆に来てもらうということですね。実務レベルの中間層の職員の方々に来てもらうということも含めて、大阪府との人事交流を進めることについてどのように思うかと、どのように考えられているか。

また、人材育成に難しい、この今の組織の体制ですね。その改善策を今後、町としてはどのように考えているか、担当部長、お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では40代が一番職員数の少ない年代となっております。組織運営、業務遂行に一番力を発揮しないといけない年代でございます。これは本町に限らず、国の指導の下、財政健全化の中で数年に及び採用抑制を実施したことによるものでございます。

管理職職員が事務処理に必要な知識が欠けているというところは、私どもは認識は持ってはございません。管理職職員は町政運営のかじ取り役であり、住民サービス向上の政策の立案、そして実行する能力が求められております。多様化する社会に臨機応変に対応できるように、行政事務の研修や職務能力アップを図るため、外部研修への参加も促してまいりたいというふうに考えております。

人材の足りない部分の採用等でございますけれども、一般的に市町村が大阪府の職員を迎える目的は、特別職として来ていただく場合を除き、重要施策を進めていく上で専門的な知見を必要とする場合に招聘します。また、2年程度とスポット的なものとなりますので、本町といたしましては単なる一時しのぎではなく、長期的視点に立った対応が必要であると考えております。

本町では職員層の薄い層に正職員を補充し、年齢構成のひずみを是正することが急務となっております。今年度も35歳以上45歳未満の民間企業等経験者を採用する予定としております。人事交流とはなりません。人員不足で数年派遣することのできなかった大阪府への研修生派遣については、今後も継続的に実施してまいりたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

府との人事交流というのはやっぱり進めていただいていますね、来てもらう分に関しては制約があるようではございますけれども、そこら辺はどうか、もっと副町長以外にも来てもらえる手だてですね。あと、中間層を補うというところはぜひ考えていただきたいと思います。

次ですね、町長への質問になるんですけれども、今の役場ですね、見ていますと人材育成的なこともさることながら、職員の絶対数が少ないというところで、どの部署も目の前のことをこなすだけであっふあっふしているというふうに見えます。これではやっぱり業務の見直しや改善を図ったり我々の声や要望を聞いて、新たなことに取り組むというのは無理であろうと思うわけです。こうして議会で質問、要望していても、果たしてどこまで実行してもらえるのやら、ただ、言いつ放しで終わるのではないかと思わなくもないんですね。府から迎えるにしてもそうでないにしても、何にしても職員数をやっぱり増やすというところをうちの町ではすべき専決事項ではないかと思うわけです。そのためにはやっぱり人件費、財源が必要になってきます。

忠岡町の役場のホームページに人事情報、出ていますけれども、職員給与情報ですね。ライパレス指数を見ますと、ラスパレス指数というのは簡単に言うと、国家公務員の給与と忠岡町の職員の給与を比較してどのぐらいかというものなんですけれども、国家公務員の給与を100として忠岡町の職員給与は最近、ここ3年間で100ちょっと超えているんですね。国家公務員より少し多い。他の同規模類似自治体、また全国の町村の平均ですね。平均給与と比べても高いと。他はみんな100を切ってるんですね。96～97。忠岡町はここ、例年ずっと高い推移を保っているということです。

また、本町の令和元年度決算においても歳出に占める割合が一番大きかったのは人件費です。忠岡町が財政難ということは、これはみんなも知ってることで、職員給与というのは各自治体の財政状況に応じて決められるものです。やっぱり人件費は削れる部分で、ここに手をつけないといけないのではないかと思うわけです。

そこで町長にお聞きしたいんですけれども、本町は人員不足による業務の停滞感が否めないわけです。そうした組織の問題、欠陥等を解決するために職員給与、幹部職員を含めてですね、を削ってでも財源確保をして、不足している人員をもっと増やすと、補充するというお考えはありますでしょうか。また考えはないというのであれば、その人員不足の解決に向けてどのようにお考えか、お聞かせください。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

財政面のバランスを図りながら必要なところは配置する予定ではございます。先生も言うてるように、府の職員やったとお聞きしてます。内容のええ方が欲しいんですよ。悪い人は要りませんねん。だから、なかなかええ人が見つからないのに、無理やり雇うのはやめとこかなと思っております。

給料の減額、これは考えておりません。これは士気が落ちると思いますので、決して今の職員の能力が落ちているとは私は思っておりません。責任をもって皆さん、我々、スタッフとともに頑張っていきたい。本当に人数少ないのは間違いございません。まあ330円も見直しながら頑張っていきたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

職員の給与カットのところに手をつける気はないということですが、これだけ実際ラスパイレス指数とか見ても、忠岡町の職員さん、結構もらってるやんというのはやっぱり住民感情であると思っております。実際、決算で人件費が一番占める割合が、歳出に占める割合が一番大きかったというところでも、やっぱり住民さんの中には、これ税金もつたいないという声も私も聞いております。ですので、町長はお考えないかもしれないですが、どこかでやっぱり経費を削減して、どうにか人材を補充していただきたいということをおっしゃるわけですか。

忠岡町を途中で退職していかれた若手職員さんのアンケート調査もそうですし、実際去られた職員さんにも直接聞きましたけれども、やめた理由ですね。やはり目先の、目の前の作業ですね。作業、行政の事務じゃなくて作業は教えてもらって、何かこなせるようになるけれども、それで終わっているんだと。自分たちは今どきの若者の無責任さで「管理職になりたい」と言ってるんじゃないと。ちゃんと一人前の公務員、行政職員に育ててもらえないまま管理職になるから、なって、議会で厳しい質問を受けたりとか責任を取らされたりとか、そういうポジションに行くのが嫌だと言っているだけで、「ちゃんと一人前の公務員に教育してもらえるのであれば、幾らでも管理職、受けて立ちます」と、実際おっしゃってました。

ですので、やっぱり一部の間接層が欠けると。実際若手の職員の育成にもやっぱり何か影響が出ているというところは否めないですし、そこはやっぱり補っていただきたいところですので、日々、町長には改革に取り組んでいただきたいとお願いして、次の質問に移らせていただきます。

議会や議員活動への環境整備に対する支援についてということです。時間もないので、ちょっとまとめてお聞きしますけれども、議長、すみません、1個目の「データを示して

ください」という質問ですけれども、これはもう割愛させていただいて、議会終了以降、担当部局のほうに答えを聞きたいと思います。

2つ目の質問ですね。議会改革は議会内で進めるのは当然のことではありますけれども、町側の協力、支援も不可欠です。この忠岡町議会も今や新人議員が7名以上と、議会の半数以上を占めているわけです。女性議員もこんなに多くなりました。議会活動や議員活動も活発になってきています。しかし、その一方で、現在の町政を見ても、そうした現状に対応できていないなと思う面が多々見受けられるわけです。

まず近年、全国的に議員のなり手不足というのが喫緊の課題になっておりまして、今議会でも議員のなり手不足解消に向けた環境整備のために、議会会議規則の一部改正議案が上程されています。そのように議員が仕事をしやすい環境を整備することは、単に議員のなり手不足解消ということではなくて、どんどん議員に仕事をしてもらって、それが結局は住民や地域に還元されるということで喜ばしいことであるんですけども、実際本町におきまして、役場庁舎内で議員が仕事をするということについてはかなり制約を受けるということで、非常にしにくいというのが率直な感想です。

それで、この現状をですね、我々議会のほうも議会改革を進めています。議会の公開も、今協議会制から委員会制に変えようとしているところで、当然近い将来というか目の前に住民の傍聴というのがやってくるわけですけれども、このシビックセンター、見てみますと委員会室、住民の傍聴をする前提でつくられてないですよ。一応町の規定を見ても、もともと議会の公開原則、原則公開というのは地方自治法にも定められて、町の議会の規定を見ても一応傍聴したい住民は委員会は傍聴できる規定になっているんですけども、それに耐えられるつくりになっていない。ですので、そこら辺のハード面のサポートも要るであろうと。

議員の職場環境という点でも、職場環境の整備というところでも、従前から議員が、全ての議員がいつでも自由に公平に、合理的な価格でコピーできるようにコピーカードを設置してほしいとか、あと、平日の開庁時間以降も仕事できるようにしてほしいといったことは庁舎管理部局のほうには言っているわけですけれども、何かセキュリティ上の問題があると、非常階段を使えば、議員が職員のいない間に各執務フロア、役場のフロアに行けるから、万一盗難とか個人情報を見られたら困るということで、夜間とか土日、祝日に登庁してくれるなということがよく言われているんです。非常識ということも面と向かって言われています。であれば、非常階段のところに監視カメラを設置すれば事足りるのではないかと、そういうふうに支援、協力してくれたらいいのではないかなと思うわけです。

そのように多様化する議員活動、議員活動も多様化しています。また、議会の公開も目の前に来ています。そうした議会の公開や議員のしやすい環境整備のために町側の予算措置やハード面等の対応等々、必要になってきますけれども、そういった支援、お考えでしょうか、お聞かせください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

議会費の予算編成につきましては、議会事務局や議員全体との協議、調整を実施した上で予算要求されるものとなっております。

まず、議会事務局で取りまとめいただいて、これまで以上の予算増額要求がなされた場合、財源に限りがあることから、その内容や町全体の予算要求を精査した上で検討させていただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。この質問で最後にしてください。時間上。

11番（勝元由佳子議員）

少なくとも議会の公開というものには耐え得るものにしていただかないと、やっぱり住民のための議会ですので、そこは重く受け止めて取り組んでいただきたい。

もう1点、最後の質問をお聞きしたいんですけども、今必要なのはそういった予算面、ハード面の対応、支援も必要ですけども、職員さんのやっぱり意識改革も必要ではないかということを思っています。従前から私はよく、「そんなことするのは今までなかった。今までそんなことする人いてなかったら、駄目だ。あかん」ということをよく言われるわけですけども、それでは多様性というものへの対応というのはどうなるのかと思うわけです。

議員が、地元の名士がなるとか議員が名誉職だとか、議員は議会の会議に出席していればいいと、そういった時代はもう終わっています。どんどんいろんなライフスタイルの議員が。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員、この質問、通告どおりやったかな。どの部分、

11番（勝元由佳子議員）

最後のここです。最後の質問のところです。

議長（和田 善臣議員）

もう時間もないのでね。

11番（勝元由佳子議員）

意識改革だけお聞かせください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

日々、職員のほうには研修等を実施しております。また、外部の研修等も参加しまして住民サービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は6月21日午前10時より再開いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（「午後4時23分」散会）